

令和4年第2回東大和市議会定例会会議録第8号

令和4年6月2日（木曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（30名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
市民環境部長	田村美砂君	地域福祉部長	吉沢寿子君
健康いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	田辺康弘君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
総合戦略推進担当課長	田代雄己君	デジタル政策課長	菊地浩君
デジタル推進担当課長	藤本貴史君	産業振興課長	佐伯芳幸君
地域振興課長	石川正憲君	環境対策課長	梶川義夫君
障害福祉課長	大法努君	地域包括ケア推進課長	石嶋洋平君

健康推進課長 志村明子君
まちづくり推進
担当課長 梅山直人君
道路交通課長 一ツ木正美君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
生涯学習課長 高田匡章君

新型コロナウイルス
感染症
対策担当課長 中山仁君
土木公園課長 寺島由紀夫君
下水道課長 廣瀬裕君
指導担当課長 菅野恭子君
中央公民館長 伊藤智君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（関田正民君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（関田正民君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 蜂須賀 千 雅 君

○議長（関田正民君） 通告順に従い、順次指名いたします。

初めに、12番、蜂須賀千雅議員を指名いたします。

[12番 蜂須賀千雅君 登壇]

○12番（蜂須賀千雅君） おはようございます。12番、自由民主党の蜂須賀千雅です。令和4年第2回定例会に当たり、通告書に従い、一般質問させていただきます。

まず1番といたしまして、社会教育委員会議提言（シニアが生き生きと生涯学習できるまちづくりを目指して）の中の提言4項目についてお伺いをいたします。

①といたしまして、提言を作成するに至った経緯と目的について。

②といたしまして、提言の対象4項目についての現状、課題と、課題解消に向けた今後の具体的な取組について。

アとして、社会教育施設などの活用の充実について。

イとして、地域活動などの充実について。

ウとして、学校教育と社会教育の連携の充実について。

エとして、コロナ禍以後の課題の対応についてをお伺いをいたします。

次に、2番といたしまして、市民の口腔ケア意識の向上への取組についてをお伺いいたします。

①といたしまして、令和4年度の東大和市の口腔ケア事業について。

②といたしまして、歯周病の有無と新型コロナウイルス感染症への罹患率の関連性について。

③といたしまして、市民への口腔ケアの必要性に関する情報提供についてをお伺いをいたします。

以上でございます。

壇上での質問につきましては以上ですが、再質問に関しましては自席にて行わせていただきます。よろしくお祈りをいたします。

[12番 蜂須賀千雅君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、社会教育委員会議の提言の策定経緯と目的についてであります。社会教育委員は、社会教育法の定めるところにより、社会教育に関する諸計画を立案することを職務の一つとされているところであります。

これを受けて、本市社会教育委員会議では、おおむね2年に一度、市の社会教育分野における課題を洗い出し、諸計画の立案に相当するものとして提言等の取りまとめを行っているところであります。

次に、提言の現状と課題を踏まえた今後の具体的な取組についてであります。今般、社会教育委員会議から提言のありました社会教育施設などの活用の充実、地域活動などの充実、学校教育と社会教育の連携の充実、

コロナ禍以後の課題の対応の4項目につきまして、超高齢社会におけるシニアの生涯学習について焦点を当てた内容であり、東大和市が魅力あるまちとして発展を遂げる上で欠かすことのできない重要な取組であると考えているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、令和4年度の口腔ケア事業についてであります。口腔ケアは虫歯や歯周病を予防し、全身の健康の保持増進に効果がありますことから、令和4年度におきましても歯科保健事業において口腔ケアに関する事業を実施してまいります。

次に、歯周病の有無と新型コロナウイルス感染症への罹患率の関連性についてであります。歯周病になりますと、炎症作用のある有害物質が歯茎の血管を通じて全身に拡散され、健康に悪影響を与えるとされております。

歯周病が進むと感染症のリスクが高まると言われておりますことから、歯周病と新型コロナウイルス感染症の罹患率は関連性があると認識しております。

次に、市民への口腔ケアの必要性に関する情報提供についてであります。口腔ケアは健康の保持増進に重要でありますことから、日常的なセルフケアとして行うことが必要となります。

また、虫歯や歯周病の予防とその悪化の防止には、セルフケアと併せてかかりつけ歯科医による専門的口腔ケアが必要となります。

全身の健康の保持増進のため、こうした両面からの口腔ケアを推進することにつきまして、市の公式ホームページや歯科保健事業での健康教育等を通じ、引き続き市民の皆様へ適切な情報提供を行ってまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、提言の現状と課題を踏まえた今後の具体的な取組について御説明をいたします。

初めに、社会教育施設などの活用の充実についてであります。シニアの積極的な施設の活用は、社会的孤立の防止はもとより、自らの豊富な知識や経験、技能等を地域に還元することなど、生涯にわたって心豊かに暮らせる社会を構築する上で欠かすことのできない要素であります。

施設の活用に当たり、シニアの利用拡大を図るためには、各施設においてシニア向けプログラム等を充足させる取組が重要であると認識しているところであります。

次に、地域活動などの充実についてであります。超高齢社会においては、地域活動に参加することのみならず、シニア自ら地域の担い手となり、地域の課題を自分たちで解決していくことが求められています。また、健康づくりの面からも、地域活動への参画意欲を高めるための取組が重要であると認識しているところであります。

次に、学校教育と社会教育の連携の充実についてであります。子供たちの健やかな成長を遂げるためには、学校、家庭、地域住民が連携し、取組を進めていくことが求められます。とりわけ経験豊富なシニアは地域の教育力向上にも期待が寄せられており、今後コミュニティ・スクールを推進する上でも積極的な関わりが期待できるものと認識しているところであります。

次に、コロナ禍以後の課題と対応についてであります。コロナ禍により大きく進展したインターネットを介したIT技術の進展は、とりわけシニアにとって生涯学習に取り組む上での今日的な課題となりました。

シニアのIT格差の解消に向けては、生涯学習と関係づけたスマートフォンやパソコン等の操作方法の習得、体験の機会の場を充足するための取組が重要であると認識しているところであります。

今回の提言につきましては、今後改めてその内容について確認、調査、研究等が必要となりますが、関係団体や関係各課とも連携を図りながら、実現可能なものから順次、施策に反映してまいりたいと考えております。以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、幾つか質問させていただきたいと思います。

まず1番の社会教育委員会議の提言についてお伺いをさせていただきたいと思います。

市長の御答弁もありましたが、シニアの学習については、超高齢化社会におけるシニアの生涯学習について焦点を当てた内容であり、東大和市が魅力あるまちとして発展を遂げる上で欠かすことができない重要な取組であるというふうなお話がありました。

人生100年時代の到来というふうに言われており、高齢社会という言葉の持つマイナスイメージから脱却して、健康で生きがいを持って高齢期を迎えるためには、人生100年時代を想定した人生設計を行うことが大切であるというふうに言われており、また高齢者の実態としては、社会から支えられる存在でなく、地域が抱える課題を解決する地域社会の主役としてまだまだ活躍できる環境をつくっていくということが必要であるというふうに考えております。新たな価値観や高齢者観の新たなものをつくっていくということがこれから大事なんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、今回社会教育委員会議が取りまとめを行われたシニアが生き生きと生涯学習できるまちづくりを目指しての提言につきまして、内容を幾つか拝見をさせていただきました。

取りまとめに当たりましては、令和2年4月から令和4年3月までの全22回の会議を行われたというふうに聞いておりますが、主題設定や提言作成に至るまでの審議経過等、少し詳細を教えてくださいと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 社会教育委員会議の審議経過についてでありますけれども、社会教育委員会議では、委員の任期であります2か年におきまして、社会教育分野に関する提言等の取りまとめを行っているところであります。

今回の社会教育委員会議の提言は、シニア人口の増加、それから超高齢社会から見えてきた課題を、シニアの活躍、それからシニアの生涯学習といった視点で捉え、意見として述べられたものでありますけれども、任期開始後のおおむね6か月程度かけまして、社会分野における課題の洗い出しを中心に行いまして、9か月頃を目途に提言の基となる研究テーマを設定したところであります。

テーマに対する調査、研究では、必要に応じて、関係者であったり、それから関係機関等への聞き取り、現地調査なども進めまして、その後、約7か月程度かけまして原稿の作成を行い、今回の提言の完成に至ったところであります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

大変時間をかけて、今のこの社会情勢、それから高齢化社会を迎えるに当たって様々な恐らく研究だとか、それから関係機関の聞き取りをしたんだなということも中身見て思うところがありました。

それで、幾つか、4項目あったと思いますんで、1つずつちょっとお伺いしたいことがありますので、お伺いさせていただきたいと思います。

まず1つ目ですが、社会教育施設の活用の充実として、図書館や郷土博物館などの社会教育施設について提言が述べられております。提言内容を踏まえた市の考え、また今後の取組等をお聞かせいただきたいというふうに思います。

当然、できること、できないこととか、今まで課題で幾つか上がってきたことでなかなか厳しいということもあったものもこの4項目、触れられてることもあったと思うんですが、そのあたり、今後の取組を全般的にちょっとこれから1つずつ聞いていきますので、まずは社会教育施設の活用の充実からお伺いさせていただければと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 図書館や郷土博物館などの社会教育施設に関する提言の内容を踏まえた市の考え、それから今後の取組等についてであります。

初めに、図書館についてでありますけれども、他自治体における図書館のシニア向け施策の紹介と併せまして、シニアに特化した図書コーナーの設置、それから出会いや対話の場としての図書館、さらには高齢者施設や病院などにおける本の読み聞かせなどについて提言がなされたところであります。

次に、郷土博物館などについてでありますけれども、現在郷土博物館をはじめ市内公共施設で行われております事業のうち、シニアが多く参加されている事業や、シニアがボランティアとして活躍されているような、活動されているような内容に触れ、より一層シニアの積極的な施設の利用が図られるよう、交通手段の充足について提言がなされたところであります。

これらの提言につきましては、今回提言の対象となりました事業主管課にも配付をさせていただいているところでございますけれども、今後におきましては順次実現可能なものから提言内容の趣旨を尊重した施策、そういったものが進められることを期待しているものでありますけれども、提言の内容によりましては、既に実施しているもの、それから検討を行っているもの、またすぐに実施が困難といったような施策もあろうかと思しますので、今後改めて事業主管課と確認等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

それでは、2つ目の地域活動の充実というところも少しお伺いさせてください。

地域における交流の場や居場所づくりとスポーツ・体育関連について提言が述べられておりますが、提言内容を踏まえた市の考えと今後の取組をお聞かせいただければと思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） 地域における交流の場や居場所づくり、それからスポーツ・体育関連に関する提言の内容を踏まえた市の考えと今後の取組等についてであります。

初めに、地域における交流の場や居場所づくりについてでありますけれども、シニアが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、人との出会いであったり交流、そういったものが大事であり、現在市内で行われております地域サロン、それから気軽に立ち寄れる存在としての止まり木などについて触れ、シニアの見守りやひきこもりの防止、健康づくり、またシニアが事業に参加するという立場だけでなく、自らが地域の担い手になること、その重要性について提言がなされたところであります。

次に、スポーツ・体育関連についてでありますけれども、今回の提言におきましては、その対象をシニアにしたということもありまして、シニアが生涯にわたって続けられるスポーツといたしまして、体操やボッチャ、ラインナップ、ニュースポーツなどを中心に紹介が行われまして、特定非営利活動法人体育協会、それから東大和市レクリエーション協会との連携、その中でも特に東大和市レクリエーション協会の活動を広く市民等に

紹介することや支援していくことについて提言がなされたところであります。

これらの提言につきましては、さきの図書館や郷土博物館などの社会教育施設の充実、そういったものと同様に今後も引き続き提言内容の趣旨を踏まえながら施策の充実を図っていく必要があるものと認識しているところではございますけども、地域サロンや地域スポーツといった地域活動につきましては、東大和市社会福祉協議会であったり各種スポーツ団体等の連携や調整も必要となりますことから、今後情報の共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

地域活動の充実というところで、確かに御自宅で一人でいらっしゃる方、それからなかなか外に出てこれない方にはこういう場所の提供をしていただくことをより一層充実していただきたいということは確かにありますので、よく研究もされてる部分もあると思うんですが、委員の方の年代もちょうどいい方々が多分そろって、恐らくこういう提言になったのかなというふうに思っておりますので、調査、研究していただけるということですので、ここはお願いしたいというふうに思います。

次、3つ目の学校教育と社会教育の連携の充実として、コミュニティ・スクールについて提言が述べられておりますが、提言内容を踏まえた市の考え、今後の取組をお聞かせいただければというふうに思います。

○生涯学習課長（高田匡章君） コミュニティ・スクールに関する提言の内容を踏まえた市の考えと今後の取組についてであります。

コミュニティ・スクールは、子供たちの豊かな成長を願い、学校と保護者、地域が一体となり知恵を出し合い、学校運営を協働して取り組む仕組みであり、市の教育委員会では令和5年度までに市内全校、全ての学校に設置を目指しているところであります。

今回の提言におきましては、既に実施をされておりますコミュニティ・スクールにおきまして、地域の教育力に経験豊富なシニアが活躍されている事例、そういったことにも触れられておきまして、地域における人材発掘の方法であったり人材バンクの整備について取りまとめがなされたところであります。学校教育部門と社会教育部門とが横断的に連携をいたしまして協力し、取組を進めることで、より一層地域に開かれた学校運営の推進、こういったものが図られるものというふうに認識をしているところであります。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

教育委員会が考える、地域に開かれた学校運営の推進とは具体的にどのようなことなのか、改めて教えていただければと思います。

○教育部参事（小野隆一君） 地域に開かれた学校運営の推進についてであります。具体的には、校長が自校の教育方針を保護者及び地域に周知するとともに、教育課程の実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や週末等を活用した社会教育との連携を図ったりしながら、学校教育を校内に閉じ込めずに、その目指すところを地域社会と共有・連携しながら実現するというものであり、現在各校で取組を進めているところでございます。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。地域社会と共有・連携をしながら実現をしていくということ、まさにそのとおりでというふうに思います。

コミュニティ・スクールについては、地域に開かれた学校になるよう、学校運営協議会の委員選定がやっぱり重要なというふうに捉えております。今のところ、各学校長に委員の選定の権限が若干集中、当然していると思います。学校運営連絡協議会のメンバーと同じまま、変化を求めることに消極的な学校長が若干いらっしゃるということも事実かなというふうに捉えております。その反面、積極的に異世代の委員の登用をしている学校長の先生がいらっしゃる学校もあるのは事実としてあります。その差が少し今開いてきているのかなというふうに捉えております。

当然、多種多様なメンバーに就任いただくように、例えば学区内の自治会に例えばお願いするとか、それから先輩議員も一生懸命やっていますが、おやじの会の中から選出をしていただくとか、それから学区内団体からの選出、様々な団体がありますので、学校運営協議会のメンバーと学校運営連絡協議会の、今までのメンバーと同じで実施することができる限りないように、もう少し教育委員会の関与が必要とも考えますが、令和4年度における教育委員会の関与について少しお伺いさせていただければというふうに思います。

○**教育部参事（小野隆一君）** 学校運営協議会の委員選定における令和4年度の関与についてでございますが、教育委員会といたしましては、校長会等にて委員選定を含めた他の地域の実践例を当該校長から紹介していただいたり、夏期研修会では市内全校の校長等が実際に先進的な取組をしている地域の学校へ視察をしたりしていきたいと考えております。

また、学校運営協議会委員が本取組の趣旨を理解し、学校と連携して地域のよさを生かせるよう、協議会委員を対象とした研修会を実施する予定でございます。

以上です。

○**12番（蜂須賀千雅君）** ありがとうございます。

ぜひ、校長会等というところで今御答弁いただきましたので、先ほどお話ししましたとおり、同じ市内でも先進的に、とにかく取組が明らかに違うなという校長先生もいらっしゃいますので、ぜひ学校長の中で、ちょっと控えめな校長先生も踏まえて、少し研修をしていただいて、よいコミュニティ・スクールになるように引き続きお願いしたいというふうに思います。

続きまして、提言4項目の最後ですね、コロナ禍以後の課題の対応として、シニアのITの対応についてという提言が述べられておりますが、提言内容を踏まえた市の考え、今後の取組を教えていただければというふうに思います。

○**生涯学習課長（高田匡章君）** シニアのIT対応に関する提言の内容を踏まえた市の考え、今後の取組であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、外出機会の減少に加え、病院などへの通院機会の減少や介護サービスの利用控え、生活の自粛など、シニアの生活に大きな影響を及ぼしました。また、とりわけ人と接する機会が少なくなった社会におきましては、様々な手続がインターネットを介して行われることなど、情報技術に不慣れなシニア層の様子、そういったものがマスコミ等で報道されるなど大きな話題となりました。

今回の提言は、このような社会的現象から見えてきたシニアのIT格差、こういったものを生涯学習と関連づけて解消を図ろうとするものでありまして、シニアが行政サービスのデジタル化から置き去りにされないように、他自治体における取組事例と併せて取りまとめがなされたところであります。

生涯学習課では、生涯学習に関する各種施策を紹介する案内といたしまして、毎年、学びあいガイドを発行しております。その中には、スマートフォンの基礎知識を習得するための講座の実施であったり、関連団体、

サークル等の紹介などを行っているところであります。

今回の提言を受けまして、改めて今後ITに不慣れな方向けのそういった事業の取組の必要性であったり、指導者の充実など、関係各課とも情報共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

政府も今回、デジタル国家の関係で支援員を大分これから予算づけしてということでしたので、積極的に情報収集していただいて、正しい情報をきっちり伝えられることができるほうがシニアの方もいいと思いますので、いち早く動かれている自治体もありますので、ぜひ情報収集していただいて、迅速な取組をしていただきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

最後に、今回のシニアが生き生きと生涯学習できるまちづくりを目指してとして、今回、社会教育委員会議の提言につきまして教育長のほうから御所見がありましたら、お聞かせを最後いただければというふうに思います。

○教育長（真如昌美君） 今回、社会教育委員会議からシニアの生涯学習に焦点を当てた内容につきまして提言をいただいたところであります。シニアの皆様が生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生を送るためには、シニアが活躍できる場の整備が必要であると考えているところであります。

また、地域課題に対応し、地域の活性化を図るためには、豊富な知識と経験を持つシニアの協力が必要不可欠であり、そのための仕組みづくりが重要であると考えているところであります。

提言の内容につきましては、冒頭の答弁で申し上げましたとおり、今後改めてその内容について確認、調査、研究等が必要となりますが、順次実施可能なものから提言の内容を生かした施策が展開できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

もう終わりにしたいと思いますが、地域課題、地域活性化を図るためには、豊富な知識と経験を持つシニアの協力が必要不可欠であり、そのための仕組みづくりが重要であるということでお話をいただきました。まさに本当にそのとおりでというふうに思っております。

生涯学習とは、学習者が自発的に行う自由で広い学習、趣味、教養のみならず、社会との関わりを通して個人の生き方や考え方に変化をもたらすあらゆる様々な活動を含むというふうに言われています。その中で生きがいの創出、それから地域が抱える課題の解決、それから新たな絆の構築であったり、これはひいては健康維持、介護予防にもつながり、体を動かすことで健康維持、介護予防を行うことで社会保障費の抑制に寄与するという事で言われております。ぜひとも、長寿社会に生きる一人一人が生涯学習を通じて、元気で魅力ある高齢者になりますように、地域コミュニティーの活性化が図られるために、ぜひともこの提言を踏まえて、調査、研究等が必要だということですので、できる部分は迅速に執り行っていただけるというふうなお話もいただきましたので、引き続き迅速に取組を進めていただきますようお願いを申し上げます。

1番におきましては終わりたいと思います。いろいろありがとうございました。

次、2番といたしまして、市民の口腔ケア意識の向上のほうを伺いたいと思います。

まずは、令和4年度の東大和市の口腔ケア事業の詳細を教えてくださいというふうに思います。

○健康推進課長（志村明子君） 令和4年度の口腔ケア事業の詳細についてであります。成人保健事業では、生活習慣病教室などの健康教室等におきまして、歯の模型を使用して歯磨き指導を行う予定としております。

母子保健では、令和3年度と同様に定員を制限して、幼児歯科健診及びむし歯予防教室などを実施いたします。そのうちの4歳と5歳を対象としましたスマイルクラスにおきましては、保護者の方で希望する方に対しては歯垢の染め出しを新たに令和4年度から行い、磨き残しや御自身の歯磨きの癖などを知っていただき、正しい口腔のセルフケアに役立てていただくことを予定しております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

次に、歯周病の有無と新型コロナウイルス感染症への罹患率の関連性ということで少し伺いたいと思いますが、新型コロナウイルス感染症への罹患率の関連性について詳細を少し教えていただければと思います。

○健康推進課長（志村明子君） 新型コロナウイルス感染症への罹患率への関連性についての詳細は把握しておりません。

ただ、海外のある研究事業の研究論文では、歯周病がある人とない人で新型コロナウイルス感染症の重症化の割合、また感染後のリスクについて明らかな差が出ており、歯周病のある人が新型コロナウイルス感染症に罹患すると重症化及び人工呼吸器の使用、合併症の発症などのリスクが高くなるとされております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

歯周病の各症状の有無と新型コロナウイルス感染症のかかりやすさということで、国会のほうではインドの事例がありました。当然、歯石のプラークが多い人は少ない人に比べれば7倍近く、それから重度の歯周病がある人に関してはやっぱり11倍近くリスク、コロナウイルスになる可能性が高いと。それから、歯肉炎がある人は約18倍近くの方がウイルスになっているという結果が出ております。

この歯周病ですが、全身疾患との関連性を少し教えていただければと思います。

○健康推進課長（志村明子君） 歯周病と全身疾患との関連性についてであります。歯周病の方は口の中が常に炎症している状態です。特に歯周病が進行し状態が不良の場合には、歯茎の血管から歯周病菌などの有害物質が全身に運ばれますので、糖尿病や高血圧、心臓病などの生活習慣病の発症や、またそれらの疾患のコントロールに悪影響を与えるなど、全身の疾患に深く関連すると言われております。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

令和4年度における小学校における歯磨きの実施の取組とフッ化物洗口の実施についての詳細、それから保護者への歯科口腔に関する情報提供について、令和4年度の件、教えていただければと思います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 現在小学校における歯磨き指導につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、ほぼ全ての学校、学年で休止している状況でございます。今後の感染症の状況を確認しながら、可能な状況となった場合に順次再開すると聞いてございます。

また、フッ化洗口につきましては、過去、第三小学校、第六小学校で実施してはおりますが、現在第六小学校におきましては同様の理由から休止してはおります。ただ、第三小学校におきましては、ここで全部の学年の歯磨きと、一部の学年のフッ化洗口を再開したところでございます。

保護者の方への歯科口腔に関する情報提供につきましては、学校保健だより等を活用して行っているところ

でございます。

以上でございます。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。

市民への口腔ケアの必要性に関する情報提供についてと、市民講座についての令和4年度の件、教えていただければと思います。

○健康推進課長（志村明子君） 市民の皆様への情報提供といたしましては、成人歯科健診の受診票の送付時に口腔の健康に関する資料を同封をいたしております。また、市の公式ホームページにおきまして、口腔ケアを含む口腔の健康に関する掲載内容につきまして情報の更新により内容の充実を図り、市民の皆様への情報提供を強化してまいります。

次に、市民講座につきましては、児童館や保育園などからの依頼に応じて歯科衛生士を派遣し、口腔ケアに関する講話を行う予定としております。また、保健センターにおきまして口腔ケアに関連する講演会を行う予定としております。

口腔の健康は全身の健康の保持増進に重要であり、口腔の健康づくりの基本となります。口腔ケアは、セルフケアの実施とともに、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診と専門的口腔ケアが必要でありますことから、それらのことにつきまして健康教育や情報提供により市民の皆様への啓発を継続してまいります。

以上です。

○12番（蜂須賀千雅君） ありがとうございます。幾つか確認させていただきました。ありがとうございました。

もう終わりたいというふうに思いますが、歯周病がある人の件、今回のこのコロナウイルスに関しても重症化した人、約5倍近くというふうにもう数字として出ております。

それで、口腔の健康が全身の疾患に影響するというところで、我が党の様々な全国の議会で皆さんこのお訴えをさせていただいたとき、先月の31日、やっと国のほうも動き出しまして、骨太の方針の中で国民皆歯科健診の実現を具体的に進めていこうということで、7年後ということを決まってきました。国民全員が生涯を通じて定期的に歯科診療を受けられる国民皆歯科健診の実現に向けて具体的な検討を進めるということでニュースになっておりました。これは全国民に義務化をするわけではなく、1年に1回、歯科健診もしくは、例えば今案として、唾液から歯周病があるかないかを確認をして、お口の中の健康度を各一人一人が知っていただくという機会をつくるということが大分、それが治療につながっていくということ、またかかりつけ医につながっていくということがメインであるというふうに言われています。

口腔の健康は全身の健康に影響すると、中高年になると歯周病になり、歯を失ってリスクが高まり、歯周病を放置すれば心臓病や糖尿病など全身の病気との関連があるということは、多くの検証から既に分かっていることでございます。

国民皆歯科健診を実施することで必要のない医療費がかかることを抑制し、何より国民皆歯科健診を通じて口の、口腔の健康を通じて健康寿命を延ばすことができるというふうに言われています。それは多くの国民の、市民の方のまた幸せにつながっていくというふうに考えています。

誰でも人間は寿命があります。しかし、その寿命のぎりぎりまで自分の健康な歯で食べて、飲んで、そして何より歯があることで家族と笑って過ごして、そしてまた会話ができてということで、本当に幸せな生活が送れるというふうに思っております。食べられなくなれば低栄養になって、すぐにフレイル状態になって入院し、

医療費がかかることとなります。

これからの日本を救っていくのは、間違いなく健康な国民だというふうに言われています。どんなに年齢を重ねても社会貢献していきたい、働きたいと思えば働ける健康な状態をしっかりと保っていくことがこれからの日本には必要だというふうに思っております。

また、これに関しては、繰り返し過去、教育委員会にもお願いはしましたが、ぜひ次世代の子供たちとやはり、それから保護者への情報提供をぜひお願いをして、繰り返し繰り返し、歯の健康が大切なんだということ、どんな病気でも口からほとんどウイルスも、それからバクテリア等も入っていきますので、いかに口腔の健康が大事かということをぜひとも子供たちにも教えていただければというふうに思います。

国民皆歯科健診の時代が間もなくやってくるというふうに言われてますので、子供たちの教育のさらなる取組とまたお願いを申し上げさせていただきまして、私の今回の一般質問を終わりたいと思います。いろいろありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、蜂須賀千雅議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、17番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[17番 木戸岡秀彦君 登壇]

○17番（木戸岡秀彦君） 議席番号17番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、令和4年第2回定例会での一般質問を行います。

初めに、ロシアのウクライナ侵攻が今なお続いており、多くの貴い命が奪われております。ロシアに対し断固抗議するとともに、ロシア軍の即時撤退とウクライナ国民の方々が一日も早く平和な日常を取り戻せるよう望みます。

それでは、以下質問させていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

現在感染者は緩やかな減少傾向が見られますが、いまだ予断を許さない状況が続いています。

本市においては、長期にわたり感染症対策に日々奮闘されていることに対し心から感謝申し上げます。

新型コロナワクチンの3回目の接種については、感染や重症化の防止に効果があることが分かっています。感染情報を一元化に管理する国のシステムHER-SYS（ハーシス）のデータなどを厚生労働省が分析し、4月に結果を公表しました。年齢層にかかわらず、接種を重ねるごとに新規陽性者の割合が大幅に減少し、3回目の接種を終えた人は重症化率と致死率がともに低くなる傾向が確認されました。

重要なのは、若い人に接種を促す取組です。現状、20代、30代の接種率が3割に満たないと報告されています。若い人ほど軽症で済むケースが多くいることが指摘され、身近にいる高齢者や基礎疾患のある人にうつれば重症化リスクは高まります。高齢者などには間もなく4回目の接種が始まりますが、若者の接種に関しては接種の加速を促す必要があります。

それでは、以下質問いたします。

①ワクチンの接種状況と今後の取組について。

ア、若者の接種が進んでいないと聞いているが、感染拡大防止のための接種の加速及び接種の意義や重要性について情報発信を行うなど、啓発を強化するべきと考えるが、現状の課題と今後の取組について伺う。

②自宅療養者、濃厚接触者に対する食料支援などについて、現状について伺う。

ア、対象者に対し、分かりやすく情報を広報する必要があると考えるが、市の認識と取組について伺う。

2点目は、玉川上水駅周辺の魅力あるまちづくりについてであります。

駅は、住民の多くが行き交うまちの顔であり、まちを印象づける重要な場所です。東大和市においては、市民が主に利用する駅は5駅あります。その中でも玉川上水駅は、1日の平均乗降者数を見ると、コロナ禍前の2018年度は西武鉄道全92駅中22位の4万2,827人、多摩都市モノレールでは全19駅中6位の2万4,569人で、1日平均6万7,396人が利用されています。

しかしながら、近年、駅前を活気づける商店街の店舗が減少しています。活気のあるまちに、にぎわいの創出につながるため、関係機関と連携し、人を呼び込む魅力ある施策が必要と考えます。

以下伺います。

①駅前の空き店舗の活用について。

ア、市の認識について伺う。

イ、空き店舗について事業者及び市民に、どのように情報提供をしているのか。

ウ、チャレンジショップ等で活用することにより、にぎわいの創出につながると考えるが、商店会、商工会などに働きかけることはできないか。

②駅前広場の有効活用について。

ア、市民の憩いの場として、休憩スペースの設置やイルミネーションなど、魅力ある情報発信はできないか。

③ストリートピアノの設置について。

ア、音楽を通して交流を生み出し、まちの活性化につながると考える。西武池袋線江古田駅には鉄道会社及び近隣大学との連携により設置され好評であったと聞いている。当市においても、乗降客が多い玉川上水駅連絡通路及び駅構内に設置を働きかけることはできないか。

イ、公民館に設置してあるピアノをストリートピアノとして活用できないか。

3点目は、防災対策についてであります。

近年、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。

10年ぶりに見直された首都直下地震の被害想定では、多摩地区を震源とする地震は、多摩東部直下地震と立川断層帯地震が対象になりました。本年4月には、多摩東部を震源とする地震が発生しています。今後30年間で70%の発生確率がある地震の一つ、多摩東部直下地震は、多摩地域の2割の範囲で震度6強以上になると予想されています。立川断層帯地震想定では、0.5%から2%とされています。災害はいつ起こるか分かりません。だからこそ日頃の備えが重要です。

近年、コロナ禍により防災訓練の中止や規模の縮小がされていますが、対策を十分に取って継続して実施することで、災害に対する意識を高める必要があると考えます。

以下伺います。

①防災訓練の取組について。

ア、コロナ禍により通常の訓練が実施できていないが、感染対策を取り趣向を凝らし、オンラインによる訓練も視野に入れ実施すべきと考えるが、今後の取組について伺う。

イ、ペット同行避難訓練の実施に向けた検討状況とペットの避難所受入体制について、どのようになっているのか、市の認識について伺う。

ウ、マイ・タイムラインを活用した実施訓練の進捗状況について伺う。

4点目は、放課後等デイサービスとその後の居場所についてであります。

放課後等デイサービスについては、過去2度、一般質問で取り上げましたが、施設を利用する方が年々増え、対象の親御さんから施設の拡充の要望を受けてきました。6歳から18歳までの障害児が放課後や夏休みなどの長期休暇中に通う放課後等デイサービス、2012年に児童福祉法に位置づけられて以来、大幅に増えています。当市でも年々増えている中で、利用者のニーズに応えるため、この数年の間に施設が増設され、サービスの向上に努められていることを評価いたします。

その一方、市内では対応できず他市を利用している方や、高校を卒業してからの利用時間なども含め、受入施設がなく、仕事できていた家族の人たちがこれまでどおりの勤務が困難になり、悩みを抱えている方が多くいると聞いています。

以下伺います。

①各施設の利用状況と定員の推移及び課題について伺う。

②現状の待機者について伺う。

③高校卒業後の受入施設がなく、悩みを抱えている家庭があると聞いている。支援の体制を充実させる必要があると考えるが、市の認識について伺う。

5点目は、視覚障害者のためのバリアフリー化についてであります。

視覚障害者の大きな悩みの一つに、交差点での横断があります。信号の色の判別がつかないため、横断は命がけであると聞いています。だからこそ安全に道路を渡れるよう、周囲の人の声かけや必要な場所に音響式信号機などの設置が必要と考えます。

以下伺います。

①音響式信号機の設置について、今まで要望のあった箇所の進捗状況について伺う。

②令和3年度、警察庁が東京・大阪・愛知など都市部の交差点2,000か所に通信機器を設置し、歩行者用信号の色を音声で伝えるスマートフォンアプリを使えるようにしているが、当市としても検討はできないか。

最後に、6点目は自治会の取組についてであります。

自治会は、その地域に住む住民が地域の防犯や防災、清掃活動、自治体への要望や連携、お祭りや運動会などのイベントである地域交流などの活動を通し、暮らしをよくする目的として自発的に組織して運営をされています。

近年では、役員の高齢化により大きな負担がかかり、若年層の未加入やコロナ禍の影響により活動が縮小し形骸化され、今後防災や高齢者の見守りなどの活動も停滞する懸念もあります。いざというとき、地域のつながりは大変重要です。加入促進に向け、さらなる強化が必要と考えます。

以下伺います。

①高齢化により自治会の担い手不足が問題視されているが、市の認識は。

②自治会加入者が年々減少傾向にある中、加入者の促進を図るため、立川市では、地域のつながりを広げ、市内の協力店等で優待サービスが受けられる「絆カード」を発行している。当市でも商工会や商店会などと連携し取り組むことはできないか。

壇上での質問は以上とし、再質問に関しては自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔17番 木戸岡秀彦君 降壇〕

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルスワクチンの接種状況と今後の取組についてであります。令和4年5月23日時点における3回目の接種率につきましては、全人口で約57%となっております。

年代別に見ますと、60歳以上が約87%であるのに対し、20歳代が約37%、30歳代が約43%となっており、若い世代の接種率の向上が課題であると認識をしております。

市としましては、集団接種会場において事前予約を不要とする接種を実施するなど接種率の向上に努めているところです。

今後におきましても、市公式ホームページやツイッターなどを活用し、ワクチン接種の効果等について適切な情報提供に努め、ワクチン接種を促進してまいりたいと考えております。

次に、自宅療養者、濃厚接触者に対する食料支援についてであります。市では、東京都多摩立川保健所と連携し、自宅療養者及び同居する濃厚接触者などのうち希望する方に対しまして、食料品等を配送する支援を行っているところであります。

食料品等の支援につきましては、市民の皆様にご認知いただくことが必要となりますことから、市報やフェイスブックを活用し、周知に努めております。

また、申込方法や支援内容につきましては、市公式ホームページに掲載をしております。

次に、玉川上水駅前の空き店舗の活用についてであります。市内商店街におきましては、廃業などの理由により空き店舗が増え、商店街の空洞化が進んでいる状況であります。

空き店舗の増加は商店街としての魅力の低下につながり、また防犯上の面からも好ましくないと認識をしております。

市といたしましては、玉川上水駅周辺を含め、地域の活力を維持し、にぎわいのあるまちであるには空き店舗の活用を図っていくことは必要であると考えております。

次に、空き店舗に関する情報提供についてであります。東大和市商工会では、平成29年度から商工会のホームページに貸店舗紹介サイトを設け、事業者に玉川上水駅周辺を含む市内空き店舗に関する情報提供を行っております。

市としましても、市民の皆様などに向けて広く情報提供することを目的として、市公式ホームページからこの紹介サイトへアクセスできるようにしております。

次に、空き店舗のチャレンジショップとしての活用についてであります。市では、活気ある商店街づくり事業の取組として、商工会へ働きかけ、連携しながら、チャレンジショップの開設などモデルとなる商店街を公募し、商店街の活性化に努めているところであります。

これまでに、この事業に富士見通り商栄会から御応募いただき、チャレンジショップとしての活用が図られておりますが、引き続き商工会等と連携を図ってまいります。

次に、玉川上水駅前広場の有効活用についてであります。玉川上水駅前広場につきましては、令和2年度に樹木の更新や噴水等を撤去するなど、再整備を行いました。その際、ベンチ等の休憩施設につきましては今後どのように広場内のスペースが活用されていくのかを見極める中で、設置について検討することとしております。

イルミネーションにつきましては、近隣市において東京都の補助制度を活用した取組事例などがございますので、商店街の意向を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、玉川上水駅の連絡通路及び駅構内へのストリートピアノの設置についてであります。多摩都市モノレール株式会社に確認したところ、過去の同様の事例などを踏まえると、乗降客の安全や設置するピアノの管理体制等が十分に確保されれば、駅構内への設置について検討を行える可能性があるとのこととあります。

また、西武鉄道株式会社に確認したところ、他の駅の構内、駅に附属する自由通路や商業施設に期間を限定して設置した事例はありましたが、乗降客などの安全性の観点、維持管理の観点等から課題があり、設置は難しいとのこととありました。

次に、公民館に設置してあるピアノのストリートピアノとしての活用についてであります。現在中央公民館にはホールに1台、学習室に1台、各地区館には1台ずつピアノを設置しております。これらのピアノは、公民館を利用する団体やサークルが定期的に使用しておりますことから、ストリートピアノとして活用することは難しいと考えております。

次に、感染症対策としてのオンラインによる防災訓練の実施についてであります。令和4年3月に実施した防災フェスタは、会場の資料展示のほか、主な内容をオンライン開催とし、避難行動に関する動画等を配信いたしました。

総合防災訓練や水防訓練につきましては、コロナの感染状況を踏まえ、訓練を中止したり、参加者を制限し、内容を縮小し実施しては、オンラインによる訓練は実施していませんでした。

今後オンラインによる防災訓練を実施する場合には、防災フェスタのような動画を活用してまいりたいと考えております。

次に、ペット同行避難訓練の検討状況と避難所受入体制についてであります。令和4年3月に改定した避難所管理運営ガイドラインにおいては、ペットと共に避難する被災者の受入れに関する内容を充実させたところとあります。避難者の居住区域との分離やゲージ等による管理などを明文化したほか、避難所におけるペット飼育のルールなどを定めております。

なお、実際の同行訓練につきましては、コロナ禍も踏まえ、実施に至っておりません。

次に、マイ・タイムラインを活用した訓練の状況についてであります。マイ・タイムラインとは、風水害に備えた一人一人の防災行動を時系列に沿ってまとめたもので、災害時における行動のチェックリストや判断のサポートツールとして活用されるものであります。

市では、障害のある方は避難行動に時間を要すると見込まれることから、令和3年度に障害者への支援体制の整備を検討する地域自立支援協議会の防災・防犯部会の部会員にマイ・タイムラインの作成を体験していただいたところとあります。

令和4年度におきましては、障害のある方や支援をしている事業者の方にマイ・タイムラインの作成を体験していただくことを予定しております。

次に、放課後等デイサービスについてであります。利用者につきましては、近年、発達障害の児童が増えていることなどから増加しております。

定員につきましては、市内での事業所の開設により増加しております。

課題につきましては、良質な放課後等デイサービスの提供が可能となる事業所を一定数確保することであるとと考えております。

利用状況と定員の推移の詳細につきましては、後ほど担当部長より説明いたします。

次に、放課後等デイサービスの利用待機者の現状についてであります。市は、障害のある児童の発達を支

援する観点から、放課後等デイサービスの利用希望につきましては、利用者の必要性を判断した上で、全ての方に支給決定をしております。その後、受入日数や時間など、放課後等デイサービス事業所のサービス内容に応じて保護者が事業所を選択することから、利用待機者数は把握しておりませんが、希望する事業所の利用ができていないという状況が生じていることは認識しているところであります。

次に、高校卒業後の受入施設についてであります。障害のある方が高校卒業後に利用されることが多い施設は、生活介護や就労継続支援B型の障害福祉サービス事業所ですが、これらの施設はおおむね午後4時頃までにサービス提供時間が終了します。高校卒業までは、放課後等デイサービスにおいておおむね午後6時頃まで受け入れておりますので、午後4時から6時までの夕方の時間帯におけます保護者等による支援が必要になるという現状があります。

このことから、就労の継続等に向けたこれらの通所施設におけますサービス提供時間終了後の時間帯の支援体制の充実につきましては、全国的な課題であると認識をしているところであります。

次に、音響式信号機の設置の進捗状況についてであります。市におきましては、毎年度、東大和警察署を通じて東京都公安委員会に信号機の改良要請としまして、市内5か所の交差点において音響式信号機の設置等を要請しており、令和3年3月に市内1か所の交差点に音響式信号機が設置されております。

次に、交差点への通信機器の設置についてであります。当該機器は、信号機とスマートフォンを連動させ、信号の色を音声で伝えるものであり、東京都内では現在明治通り等に15か所設置されております。

市としましては、東大和警察署を通じた東京都公安委員会に対する設置要望について、今後検討してまいります。

次に、自治会の現状についてであります。自治会への加入率は全国的に低下傾向が続いており、本市におきましても令和3年度末の自治会加入率は約30%となっております。

地域活動の中心的役割を担っている自治会の活性化は重要であります。現在新たな加入者が少なく、会員の高齢化が進み、自治会活動の担い手が不足しているものと認識をしているところであります。

次に、自治会の加入促進についてであります。市では、加入促進の取組といたしまして、現在市報及び自治会活動紹介リーフレットの配付等により周知に努めているほか、市民ロビーにおきまして自治会の地域活動写真展を開催するなど、市民の目に見える形で加入促進対策に努めております。

御紹介いただきました立川市の取組をはじめ、他市の事例も参考にしながら、今後当市のさらなる加入促進を図る取組について検討してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○地域福祉部長（吉沢寿子君） それでは、放課後等デイサービスの利用状況と定員の推移の詳細についてであります。市内には放課後等デイサービス事業所が7か所あり、合計で1日当たり60人の利用が可能であります。

令和4年3月の利用状況としまして、7事業所に延べ131人の方が登録し、利用をしております。また、市外の事業所に登録して利用している方もおります。

定員の推移であります。市内の放課後等デイサービス事業所の1日当たりの定員は、平成28年度は20人、平成29年度は40人、平成30年度は45人、令和2年度は55人、令和4年度は60人となっております。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○17番（木戸岡秀彦君） 市長、御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種の状況についてでありますけれども、若者の接種に関しては東大和市は他市に比べると多少進んでいるという状況だと思いますけれども、やはり全国的に若者の接種が各自治体とも課題になっております。若者が接種しやすいように夜間・休日、時間の延長をしている自治体、また小金井市では啓発アニメのポスター、500か所に設置をしております。

当市においても、予約不要、また休日接種、SNSなど、工夫をして実施をしておりますけれども、ぜひ他市の取組も参考に広報の強化をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 若い世代のワクチン接種については課題だと考えております。

今後御指摘いただきました他市の取組などを参考といたしまして、広報の強化など、引き続き調査、研究に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。様々工夫をしているところもありますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

続きまして、集団接種については、個別接種に切り替えた方が多く発生をし、多く空きが出ていたと聞いておりますけれども、この状況についてお伺いをいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市におけるワクチンの接種という話になりますと、個別接種と集団接種ということで2パターンやらせていただいております。

集団接種につきましては、先ほど議員もおっしゃっていただいたとおり、個別接種が始まったということで、集団接種から個別接種のほうにかなりの方が移行されたという形は考えているところでございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） これに対して、やはり情報提供も議員にありましたけれども、ワクチンのやっぱり廃棄している状況も聞いておりますけれども、その状況についてお伺いをいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市におけるワクチンの保有状況、御説明させていただきます。

ファイザー社製ワクチンにつきましては、市内各医療機関に御協力いただく中、また集団接種会場で使用も併せて期限内の中で使用できております。武田／モデルナ社製ワクチンにつきましては、令和4年5月28日までの使用期限であったワクチンにつきましては14バイアルほど廃棄が生じました。

国においては、一度自治体に配付したワクチンについては再度回収は行わないとする方針でありますことから、全国の自治体において余剰ワクチンの廃棄が生じております。

今後におきましても、4回目となるワクチンの追加接種の状況にもよりますが、可能な限り廃棄を抑制する

よう努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ぜひ廃棄せずに済むように対応をよろしくお願ひしたいと思います。

また、4回目の接種も間もなく始まります。接種案内が6月1日の市報に掲載をされましたけれども、引き続き万全を期して進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

続きまして、自宅療養者、濃厚接触者に対する食料支援についてですけれども、今回私が質問したのは、感染された方や濃厚接触者の方から市での食料支援などを知らなかったというお声を複数の方からお聞きしたからであります。市報、SNSなどでの発信もよろしくお願ひをしたいと思います。

また、昨年9月より食料などの支援が開始をされておりますけれども、申請者の支援の推移について何うのと併せて、今回補正予算が計上されている感染症拡大防止推進事業の補助金ですけれども、どの程度人数を想定しているのかお伺ひをしたいと思います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 食料支援事業の推移につきましては、感染者の増減と同じような形で食料品等の支援品配付件数が増減いたします。最大で令和4年2月に1日当たり109箱の食料等の支援をさせていただきました。その後、支援件数が減少いたしまして、現時点では1日当たり15箱前後で推移をしているところでございます。

また、補正予算への計上につきましては、第2号補正予算につきましては、件数につきましては、食料の支援分につきましては2,880箱、生活用品の支援につきましては840箱分となっております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。この点に対しては承知をいたしました。引き続き支援の手が速やかに届くよう、対応をよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、1点目の質問は以上で終わります。

2点目ですけれども、玉川上水駅周辺の魅力あるまちづくりについてでありますけれども、駅前の空き店舗の活用についてですけれども、空き店舗は商店街の魅力の低下と、防犯上好ましくないということですが、市として空き店舗の増加に対して何か対策を検討しているのかお伺ひをいたします。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 空き店舗対策につきましては、東大和市商工会が実施しております空き店舗活用事業の窓口、ホームページを通じて御紹介しております。御相談のある出店予定者に対しましては、創業・開業初期の負担を軽減する情報などを提供し、東大和市で事業を始めていただけるよう対応を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) 続きまして、空き店舗について、事業者及び市民にどのように情報提供しているのか詳細をお伺ひしたいと思います。

○産業振興課長(佐伯芳幸君) 事業の情報の提供につきましては、先ほど市長から御答弁いたしました情報発信をしております。そのほかに、SNSやツイッターなどを用いた情報提供の機会を増やすよう検討してまいりたいと思います。また、創業支援者等に、参加者に対しましても東大和の空き店舗情報等を紹介するなど、情報提供に努めてまいります。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。情報提供は機会をぜひ増やして、認知をしていただけるよ

うによろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、チャレンジショップ等の活用についてでありますけれども、玉川上水駅前商店街では、コロナ禍の前に玉川上水祭りを開催をしまして、驚く人数が集っておりました。大変にぎわっておりました。ここ数年では、金融機関がなくなり、小売店が3店舗閉店、また今年の3月には駅前のATMが撤去をされております。活気を取り戻すためには商店街の力だけでは困難な状況になっております。ぜひ行政による支援の後押しが必要です。今後検討している事業はあるのかお伺いをいたします。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 現在6商店街及び商工会が商店街チャレンジ戦略支援事業を活用して事業実施を検討しております。イベントを実施する商店街及び商店街内の事業者には、PRに一定の効果があるものと考えております。

こうした効果を一時的なものにせず、商店街及び事業者自体の魅力の向上も重要であることから、有効な情報を引き続き提供してまいります。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 様々いろいろ取り組んでおられると思いますけれども、しっかりとそういった商店街等に認知をして情報提供をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、駅前広場の有効活用についてお伺いをしたいと思います。

休憩スペースの設置やイルミネーションについてですけれども、先日、高崎市に行ってまいりました。駅前通路に複数のベンチが設置されまして、各ベンチにデコレーションがしておりました。

一つの例として、市民の憩いの場としてベンチの設置やデコレーションすることで気軽に立ち寄れるスポットとなると思いますけれども、いかがでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 群馬県の高崎市の状況については確認しております。高崎駅前におきまして、「高崎花のページェント」という名称のイベントが行われておまして、西口デッキを中心に様々な種類の花であふれた庭園のような整備を行いまして、その一つとして駅前のベンチの周りを花でデコレーションを行っていたということで承知してございます。

玉川上水駅前広場についてでございますが、真ん中の島の部分について、こちらのほう、令和2年度に再整備を行いまして、市民の憩いの場となるような駅前広場としまして、緑のボランティアの方々によります花植えなどを行っておりますが、ベンチにつきましては、市長の答弁のとおり、今後の活用等の状況を見た中で設置について検討したいと考えてございます。

なお、デコレーションにつきましては、商店会などと連携した高崎市のイベントのようなものが考えられますが、地域の機運や費用対効果などの観点を含め、今後関係課と連携した中で研究が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 駅前広場に関しては、花を植えてあることでゆっくりと御覧になってる方もいると思いますけれども、駅前広場に関しては喫煙所があつて、もうほとんど来る方が喫煙している方のみという今現状になっております。そういった意味では、まずベンチの設置については早めに検討して実施をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、以前、東大和市駅前で行われたイルミネーションの補助事業についてでありますけれども、実施の経緯と効果について伺います。また、実施したことによる市の認識と、現状、補助金等は活用はできる

のかお伺いをしたいと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 東大和市駅前のイルミネーションについてであります。平成15年度に東大和市商工会が歳末期間である12月初旬から約1か月間、東大和市のアピール、商工振興を目的に設置を開始したものであり、平成22年度までの8年間にわたり継続されておりました。この間、周辺の飾りつけなどに少しずつ変化をつけ、平成21年度以降は電球を省エネ型のLEDに変更し、実施されております。この事業は、東大和市の駅前ににぎわいを持たせ、商業の活性化に一定の効果があつたものと認識しております。

先ほど答弁いたしました商店街チャレンジ戦略支援事業を活用し、商店街におけるイルミネーションを実施することも活用可能でございます。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。商店街の費用というのは活用が可能であるということをお聞きしました。

駅前のイルミネーションについては、近隣市では西東京市、東伏見駅、また国立市の国立駅、また羽村市の小作駅等でも実施をされております。東伏見駅、国立駅については、どちらも商店街事業として実施をされておりますけれども、小作駅前のイルミネーションについては羽村の商工会の青年部事業として実施をされております。

東伏見駅前については2018年11月22日から2019年2月14日まで行われ、私も夜、現地に行き、確認をしましたが、駅の南北及び道路沿いにイルミネーションがあり、おおよそ玉川上水駅前広場と同じ広さになっております。撮影スポットもあり、鮮やかに彩られ、立ち止まり写真撮影などを楽しまれている方もいらっしゃいました。

3件の地域は、いずれも商店街チャレンジ戦略支援事業補助を活用して実施されたと聞いております。

先ほど市長の答弁で、商店街の意向を確認しながら検討していくということでありました。玉川上水駅前商店街でも実施を検討したいという声も出ております。

今後取り組むことになったときに備え、ぜひ他市の事例なども参考に対応していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 今後、商店街戦略支援事業の中でイルミネーション事業の相談があつた場合には、御紹介いただきました先進市の事例を紹介するなど対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひ相談があつた場合にしっかりと協力をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、③のストリートピアノの設置についてでありますけれども、これに関しては、市としてはストリートピアノについてどのような認識を持っているのかお伺いをしたいと思います。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） ストリートピアノにつきましては、自由にピアノを演奏したり聞いたりできることを通じまして、気軽に音楽に接する機会の創出や話題性などがあるものと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） やはり話題性があつて、やっぱり人が集まるということで私も認識しておりますけれども、多摩都市モノレールに関しては、安全性や管理体制が十分であれば行えるということでありました。

私、西武池袋線の江古田駅構内のストリートピアノについてでありますけれども、これ2019年10月19日から

2020年4月末まで設置をされました。これに関しては、西武鉄道と江古田周辺にある日本大学芸術学部、武蔵大学、武蔵野音楽大学が連携する「江古田キャンパスプロジェクト」の一環で、ピアノに関しては武蔵野音楽大学が提供しておりました。管理に関してですけれども、西武鉄道と駅構内のコンビニが行っておりました。私も当時、様子を見させていただきましたが、通りがかりに順次弾く人がいて、とても癒されました。ストリートピアノが設置された駅は比較的大規模な駅が多い中で、これは西武線初となる江古田駅は急行も止まらず、どちらかという小ぢんまりした駅であります。

また、2018年12月には、多摩モノレール玉川上水駅構内で国立音楽大学の方がコンサートを行い、大変好評だったと聞いております。また先日、立川市で、音楽でまちを盛り上げようと、5月21、22日、「立川いったい音楽まつり」で多摩モノレール立川南駅前ですトリートピアノを実施し、多くの方が鑑賞しておりました。

西武線については設置は難しいということですが、どの点が課題と考えるのかお伺いをいたします。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 各鉄道事業者にヒアリングをしたところ、一般的に駅などへのストリートピアノの設置の課題としまして、乗降客、通行人等の安全性の確保が可能となる設置スペースや、早朝、夜間など、人通りが少ない時間帯を含めたピアノの管理を行うための体制の確保などがあるものと聞いております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 西武鉄道に関しては、2年ほど前、確認したところ、西武線の実例もあるので、同様のケースであれば検討が行える可能性があるとお聞きをしております。また、別の事業ですけれども、玉川上水に関しては、2018年、西武鉄道とサンリオ共同で、「ぐでたま」コラボ事業として、玉川上水駅内外にスペースを取って、人が集まるように、また展示物を設置して、市内外から撮影スポットとして来られる方が多くいらっしゃいました。

西武線は現状、様々課題、要因があり、設置は困難であるということはまず理解をしました。現実、多くの駅で設置、利用されておりますので、今後様子を見て提案をさせていただきたいと思っております。

続いて、所沢市、自治体が絡んでるといふか、実際も協力している自治体についてですけれども、所沢市は音楽のあるまちづくり推進事業として、令和3年9月から市内の方の寄附で設置をされております。また、旭川市では、北海道の旭川ですね、音楽のまちとして、JR旭川駅舎は「まちのシンボルとなる駅」、「人にやさしい駅」として、地場の木材を使用し、旭川家具や彫刻を配置するなど、市民や観光客に本市の魅力を広く発信をしております。こうしたまちと駅の特徴をさらに生かすため、「駅ピアノあさひかわ」と題して期間限定でJR旭川駅に誰でも自由に弾けるピアノを設置しております。主催については旭川市の地域振興部、協力は北海道旅客鉄道旭川支社・旭川駅、旭川市教育委員会が協力しております。

市として、まちの活性化、にぎわいの創出の取組として参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） ただいま2市の御紹介いただきましたが、いずれも音楽に触れ合う機会の創出だったり、にぎわいの創出などの取組としてストリートピアノを設置しているものと認識をしているところでございます。

当市におきましては、まずその設置する効果が見込める設置場所の検討が必要であると思っております。また、玉川上水駅周辺の活性化やにぎわいの創出などの視点での検討も必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○17番(木戸岡秀彦君) にぎわいの創出、活性化ということによって様々な人が集まってきます。それを見て、またどちらかという行き来してもなかなか下に降りてこないという状況がありますので、ぜひそういったもので誘導できるようなまちづくりが私は必要ではないかなと思います。

またこれ、例ですけど、先日、やはりストリートピアノがあるところが幾つか、群馬の藤岡市、また先日、神戸にも行ってまいりました。神戸に関しては、ストリートピアノが神戸市には30か所設置をしております。その中で、地下鉄の海岸線ですけれども、今年2月に10か所目が設置されて、全10駅に設置がしてあります。この2月に10駅全部設置をされたということです。かなりにぎわっておるといふ、通路と駅構内と駅前という形になっております。音楽は心と体を癒し、まちの活性化、にぎわいにつながると考えます。

また今回、空き店舗の活用、また駅前広場の有効活用、ストリートピアノの設置を提案をしておりますけれども、魅力あるまちづくりにはやはり行政、商店街、地域との連携が重要であると考えます。市の魅力を発信できるように私も連携を取りながら進めていきたいと思っております。ぜひ行政に対しての支援、協力もぜひよろしくお願いをしたいと思っております。

続いて、最後に公民館に設置してあるストリートピアノについてでありますけれども、現状、支障を来すので難しいということですが、公民館のピアノの活用は、そういうことですが、理解はできました。

要望ですけれども、可能であれば、時間とか、そういうものを含めて公民館で誰でも自由に弾けるストリートピアノに活用していただければなと思います。

そういった意味では、こういったまちの活性化、様々なものが絡んでくると思いますが、やはり人が東大和市に来てよかった、玉川上水駅にこういうことをやっているということで人を呼び込むということが大事だと思いますので、ぜひまた行政の協力もよろしくお願いをしたいと思っております。

以上で2点目の質問は終了いたします。

続きまして、3点目、防災対策についてでありますけれども、防災訓練の取組についてお伺いをしたいと思います。

今年度、防災フェスタの予定と内容は検討されているのかお伺いをしたいと思います。

○総務部参事(伊野宮 崇君) 防災フェスタにつきましては、市と東京都公園協会とが共催で例年3月に実施しておりました。

令和4年度でございますけれども、東京都公園協会のほうで実施方法が変更されまして、同協会が管理している他の公園を含めて持ち回り制でフェスタを実施するというところでございます。

市といたしましても、これを機に防災フェスタについて見直しをする予定ではありますが、現段階では具体的な内容は決まっておりません。

以上です。

○17番(木戸岡秀彦君) 内容は少し変わってきている、持ち回りということですので、もしかしたら毎年できるのかどうか分からないということかもしれませんが、やはりこういったものは継続して実施をぜひしていただきたいと思っておりますけれども、東久留米市ですけれども、東久留米市では、「命を守るリハーサル！」とうたって、感染症対策も考慮した上で避難防災訓練を実施をしております。当市においても工夫をして実施するべきと考えております。

ペット同行避難についても、過去一般質問で取り上げ、検討していくということでしたけれども、実施に向

けた検討が必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市におきましては、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、総合防災訓練について中止や縮小をしておりました。しかし、今年5月にリバウンド警戒期間も終了いたしまして、徐々に社会経済活動が回復していることを踏まえ、5月29日には水防訓練を実施し、限定的ではありますが、市民参加による水防工法訓練など実動訓練を行ったところであります。

総合防災訓練の開催方法につきましては現段階では確定しておりませんが、実動訓練が最も効果的であることから、感染防止策を講じながら、実施可能な市民参加型の実動訓練について検討してまいりたいと考えております。

なお、ペット同行訓練につきましては、市民参加の検討結果を踏まえて検討するものと認識しております。以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。

やはり実施訓練というのは最も重要であるということで認識をいたしました。ぜひ、検討しているということですので、ぜひ実施に向けていただきたいんですけども、ペットの同行避難については実施している自治体が幾つもあります。

そのうち、例に挙げるのは神奈川県海老名市ですけれども、2019年の台風19号のときに避難指示が出されました。この2019年の19号は東大和市でも甚大な被害がありましたけれども、避難しなかった方のうち、その理由がペットがいるからということで避難しなかったという方が多くいらっしゃいました。それはアンケートを取って聞いた、市としてはガイドラインを作成をして、避難所にペット専用スペースを設けて、今年の2月に全32避難所にペットが受け入れられるようになりました。簡単に当然できることではありませんけれども、ぜひ先進事例を参考にして、まずは避難訓練から実施に向けて取り組んでいただきたいと思えます。

続きまして、避難所のパンフレットについてですけども、この3月に改訂されたということですけども、詳細と市民への周知方法について伺います。

また、今後進めていく上でペットショップや動物病院との連携や協定など検討する必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 御質問の避難所パンフレットというのは、「動物飼育者の避難所パンフレット」、これについてというふうに理解しておりますが、このパンフレットにつきましては、犬猫などのペットを家族の一員と考えている方の増加を踏まえまして、平常時や災害時の飼い主の行動指針等を定めたものであります。平常時に飼い主に求めることといたしましては、ペットがケージやキャリーバッグに慣れること、また決められた場所での排せつや、むやみに吠えないことなどであります。災害時におきましては、飼い主がペットと同行避難をしてきた場合には、ペット情報の登録あるいは排せつ物の掃除など、避難所におけるペットの管理は飼い主の責任で行われることを定めております。

なお、同行避難というものは、同伴避難とは異なりまして、避難所において飼い主とペットは一緒に生活することはできません。ペットの生活の場は飼い主の生活の場から離れた場所に設置することになり、またケージに收容することやリードでつなぐことなどを定めております。避難所は多様な方が避難されますので、ペットをめぐるトラブルを最小化するために必要なことと考えております。

「動物飼育者の避難所パンフレット」につきましては、市役所防災安全課の窓口におきまして無償で配布しております。また、パンフレットのデータというものは市のホームページにも公表しております。誰でもダ

ウンロードできるようになっております。

次に、ペットショップや動物病院との連携についてでありますけれども、市は、公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部との間で災害時における動物救護に関する協定、これを締結しております。避難所における動物の治療、救護、飼育管理の指導において協力を求めることができるようになっております。

先ほど御答弁いたしましたように、総合防災訓練における市民参加の実動訓練はこれまで十分対応できておりませんでした。ようやく再開に向けた条件が整いつつあるというふうに認識しております。したがって、市民参加の訓練をまず検討していくこととなりますが、その後において、ペット同行訓練についても獣医師などの動物専門職の協力を仰ぎながら検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。やはりペットの同行避難、同伴避難とはまた違うということですが、やはり課題が多くあると思いますけれども、ぜひ実施に向けて進めていただきたいと思います。

そこで、「動物飼育者の避難所パンフレット」ですけれども、旧避難所パンフレットもありましたけれども、私もこういうのがありますということで犬を飼ってる方、様々飼ってる方にお話すると知らない人が多くおりました。そういった意味では、改訂されたことを市報にも掲載していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 今後総合防災訓練を含めて災害対策の記事を市報に掲載することが考えられますけれども、こういった機会を利用して「動物飼育者の避難所パンフレット」の周知が可能かどうか検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○17番（木戸岡秀彦君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、マイ・タイムラインを活用した実施訓練の進捗状況についてでありますけれども、災害発生を前提に取るべく防災行動計画を時系列で整理するタイムライン防災の推進を目指す、これは市長から、タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議が発足をされました。これは137市区町村で導入をしております、タイムラインを作っておくことで災害発生時、被害軽減ができます。

また、マイ・タイムラインを利用した訓練の実施についてはどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 市では、障害のある方の地域生活の支援を目的として設置しております東大和市地域自立支援協議会の防災・防犯部会の令和3年度の活動といたしまして、市内での過去におけます溢水箇所や土砂災害警戒区域に指定されている地域で現地視察を行い、マイ・タイムラインの作成を行いました。

令和4年度においては、令和3年度の活動実績を踏まえ、障害のある方や関係者の参加を広げ、現地視察やマイ・タイムラインの作成を実施することを検討しております。障害のある方や関係者にマイ・タイムラインを作成していただき、事前の準備を含めました避難行動に向けた課題に気づいていただくことは、御自身の命を守るための一助になるものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 災害というのはいつ起こるか分かりません。また、マイ・タイムラインというものも知らない人も多くいると思いますので、今後作成を実施するという、障害のある方、関係者ということですが、ぜひ進めていただきたいと思います。

東京都防災アプリというのがありますけれども、これはマイ・タイムラインを手軽に作成できる機能を今回追加をしたという記事が都政ニュースに掲載をされておりました。これは、質問に答えていくと自身と家族の避難行動計画が完成、発災時には大雨警報などの情報と併せてプッシュ通知し、避難行動のチェックリスト化も可能であります。そういったものもぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で防災についての質問は終了いたします。

続きまして、4点目の放課後等デイサービスとその後の居場所についてでありますけれども、これに関しては東大和市としてでも、この数年、事業所が増え、利用者に喜ばれているということをお聞きしております。

今後設置を検討する予定はあるのか、また希望事業者があるのか、状況についてお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 今後の放課後等デイサービス事業所の開設に当たっての検討及び開設を希望する事業者の状況についてでございますが、市におきましては、放課後等デイサービス事業者からの開設相談があった際には、市内事業者の質を保つ観点から、法人の理念や経験、実績などを伺い、必要に応じて協議を行うこととしております。保護者のニーズや女性の就労率の上昇などを背景といたしました今後の放課後等デイサービス利用希望者の増加を見据え、開設を希望する事業者との事前協議を継続しているところであります。

また、今後も東大和市障害者総合プランに沿い、適切なサービスの提供体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 様々な企業が参入してサービスの提供につながっているということも聞いております。そういったものを様々見極めていただきまして、ぜひ推進をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

②番の待機者については、一応把握はしてないけど増えているというふうにも聞いております。

3番目の高校卒業後の受入施設がないという受入体制についてですけれども、サービスの提供時間とともに、重度障害者の受入れについて悩みを抱えている方がいらっしゃいます。市としてどのように認識をしているのかお伺いをしたいと思います。

○障害福祉課長（大法 努君） 重症心身障害のある方々を受入可能な通所系の障害福祉サービス事業所につきましては、市内での事業所整備が課題であると認識をしております。

重症心身障害のある方々を受入可能な事業所の開設に当たりましては、人員体制の確保や医療的ケアへの対応などの課題がございまして、事業参入に至らない現状がございまして。

市といたしましては、引き続き重症心身障害のある方々を受入可能な事業所によるサービスの提供体制の確保に向け、事業者との協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○17番（木戸岡秀彦君） 放課後等デイサービスに関しては、本当にここ数年、施設の運営、今現段階で60人ということで、本当に嬉しいかなと思います。しかしながら、やはり高校、18歳以上の部分ではかなり皆さん悩んでる方もいらっしゃいますので、一人でも多くの人に受け入れられるように支援をよろしくお願いをしたいと思います。

4点目の放課後等デイサービスについては終了いたします。

続いて、5点目になります。

視覚障害者のためのバリアフリー化についてでありますけれども、この音響式信号機についてであります。

現時点で要望がある箇所と、今後の設置の見通しについてお伺いをいたします。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 現時点での要望箇所につきましては、1つ目としまして東大和病院前交差点、2つ目としまして南街交番前交差点、3つ目としましてハミングホール前交差点、4つ目としまして立野東公園西交差点の4か所が音響式信号機の設置要望があります。次に、5つ目としまして東大和市駅前交差点の1か所が音響式信号機のボタンをタッチ式への改良要望があります。

今後の見通しにつきましては、具体的な見通しが明らかになる箇所はありませんが、引き続き東大和警察署を通じて東京都公安委員会に要請してまいります。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** 東大和市においては、昨年3月、市内に1か所増設を、これは新堀のほうの交差点が追加を、増設をしていただきました。本当にありがとうございます。

この音響式信号機については、平成29年の第4回定例会で、私は多摩地区の設置状況を紹介をさせていただきました。それ以降、多摩地区では15の市において1か所から14か所増設をされております。当市は1か所ですけれども、多いところ、町田は14か所、調布は8か所、八王子、日野が7か所、福生市は今まで音響式信号機がなかったですけれども、3か所増えております。ぜひ要望箇所の増設の要請をお願いをしたいと思います。

続きまして、スマートフォンを連動させるという信号機のことでもありますけれども、以前、一般質問に対する障害者の団体から要望があった、これは別件ですけれども、南街交番前の交差点及びハミングホール前の交差点ですけれども、これ平成18年度から要望が出ておりますけれども、住環境に対する音の問題が障壁になってるということでしたけれども、これ、音響式信号機の設置に併せてアプリを使用できるように要請をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○**道路交通課長（一ツ木正美君）** 議員の御指摘のとおり、信号機とスマートフォンを連動させる機器につきましては一定の効果があると認識しております。

市としましては、市長答弁にもありましたとおり、東大和警察署を通じて東京都公安委員会に対する設置要望について今後検討してまいります。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** これだけ多く今設置が進んでいるということは、やはりそれだけ要望が多いということだと思います。ぜひ設置に向けて、やはり要望してからまだ、かなり日がたっておりますので、ぜひ再度要望をお願いをしたいと思います。

この項目については以上で終わります。

最後に、6番目の自治会の取組についてお伺いをしたいと思います。

これに関してはやはり自治会の加入率が30%ということで、これは当市に限らず全国的に自治会の加入が少なくなってきた高齡化が進んでるということですが、先ほど別な形で防災のほうでも取り上げましたけれども、東久留米市では会員の高齡化が進み、スタッフや役員の成り手不足などの課題の解決策として自治会連合会を発足しました。

また、ラジオ体操、親子芋掘り体験、また餅つき大会などの活動を続け、小学校を会場に避難防災訓練を実施し、若い世代にアピールをして、「命を守るサークル!」、感染対策を行い実施をいたしました。これに関しては、未加入世帯への加入の依頼や声かけが必要であるということで進めた結果、新規加入者が増えた事例

があります。

また、この加入の動機を聞いたところ、防災・防犯などの住民の関心が高い、防災訓練を含めてそういうことをすることによってやはり地域のコミュニケーションが取れるということで、そういう動機があるようでした。これについては市の防災担当、小学校、消防団、警察署、地域包括センターと連携をしているということでありました。

また、これは地方ですけど、福島県の針生第三町内会というところがございます。これは2018年、218世帯でしたけども、2021年、234世帯に増えております。これはやはり未加入者への声かけ及び町内会の活動のメリットを発するということで増えてきているそうです。

加入促進のチラシをPRして、年々増加しているということですけども、この自治会連合会の発足を促す必要があると考えますけども、いかがでしょうか。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 自治会の連合組織を組織することにつきましては、単独の自治会では行えない事業や加入促進事業等を実際にする際、スケールメリットでの効果は見込まれると思います。しかし、単独の自治会でも今課題になっている役員の担い手不足や役員の負担が増加している現状の中、新たに自治会の連合組織を発足するには、既存自治会へのさらなる人的・事務的な負担が増えるなど、課題が多くあると認識しております。

また、市内の自治会から発足したいというような情報は、市といたしましてはつかんでおりません。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** この連合会についてですけども、やはり様々高齢化でなかなか成り手不足という部分があるんですけども、そういうとき、ないからこそ、自治会の連合会を発足したっていう事例になっています。これ、どちらかというとなんか正反対なようですけども、やはりどのようにしたらそういったものができるのかというのをやっぱり考える必要があるんじゃないかと思います。連合会を発足した自治会ですけども、これはやっぱり自治会をヒアリングする必要があるんじゃないかと思います。

多摩地区の近隣の状況についてまた何うとともに、ぜひ加入促進の後押しをしていただきたいと思いますと考えておりますけれども、市の認識について伺いをいたします。

○**地域振興課長（石川正憲君）** 多摩地区の自治体の状況でございますが、先ほど議員からもあったように、当市と同様に自治会の加入率につきましては減少傾向でございます。

加入促進や活性化の取組として、不動産業者と連携し、賃借等の契約時に自治会の加入促進に関するパンフレットの配付やSNSなどの事業者と連携し、自治会加入促進の宣伝を行うなど、ほかの自治体においても工夫をしながら取組を行っていることは承知しております。

当市といたしましても、市内に転入された際、自治会に関するリーフレットをお渡しするほか、市報また市公式ホームページなどで自治会活動を紹介する機会をつくり、自治会の加入促進等を図っておりますが、さらなる加入促進等の図る取組につきましては、他市の取組を参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**17番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。

今回取り上げた立川の絆カードという、店舗で割引ができるということで、やっぱりなかなか特に若い人なんかはある程度メリットがないとなかなか加入してくれないという状況もありますので、これはやっぱり自治

会連合会が発足したことでそういったいろんな知恵が出てできたという実例があります。ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

あと、こういった様々な自治会の成功例を含めて、毎年自治会の会長が集まった会合があると思います。それとともにしっかり情報提供をしていただいて、皆さんに認知をしていただければと思いますので、推進をよろしくをお願いをしたいと思います。

以上で、本定例会での私の一般質問は終了させていただきます。様々御答弁ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 根 岸 聡 彦 君

○議長（関田正民君） 次に、10番、根岸聡彦議員を指名いたします。

〔10番 根岸聡彦君 登壇〕

○10番（根岸聡彦君） 議席番号10番、自由民主党の根岸聡彦です。通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

今回は、新型コロナウイルス感染症について、東大和市の下水道事業についての2点に関して質問させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症について。

①感染状況について。

アとして、感染の現状は。

イとして、現時点での対応状況と今後の対策は。

②ワクチンの接種状況について。

アとして、市内における年齢層別のワクチンの接種状況は。

イとして、ワクチン接種率を高めるための対策は。

大きな2番として、東大和市の下水道事業について。

①下水道会計について。

アとして、下水道会計の収支の現状は。

イとして、今後の課題と対応策及び展望は。

②管渠の更新について。

アとして、管渠の老朽化の現状に対する市の認識は。

イとして、更新のための具体的な手だては。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いたします。

〔10番 根岸聡彦君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症の現状についてであります。令和4年5月23日時点における市内の感染者数であります。累計で6,080人となっております。令和4年1月以降、感染力の強いオミクロン株が流行し、令和4年2月におきましては、月当たりで最も多い2,072人が感染する状況でありました。

現時点におきましても、日々一定の感染者が市内で発生しており、引き続きワクチン接種の促進など感染防止への対応が必要であると認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応状況と今後の対策についてであります。市では、東京都の取組内容に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において市の方針を定め、感染拡大防止を図っているところであります。

今後におきましても、国や東京都の取組内容を踏まえ、感染状況に応じた適切な対策を実施し、市民の皆様への情報提供を図るとともに、4回目となるワクチン接種について円滑に進めてまいりたいと考えております。

次に、年代別の新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。令和4年5月23日時点における3回目の接種率につきましては、12歳以上19歳以下が約18%、20歳代が約37%、30歳代が約43%、40歳代が約56%、50歳代が約70%、60歳以上が約87%となっております。

また、5歳以上11歳以下の接種率につきましては、1回目が約18%、2回目が約15%となっております。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種率を高めるための対策についてであります。市におきましては、20歳代及び30歳代の若い世代の接種率を向上させることが課題であると認識しておりますことから、市の集団接種会場では事前予約を不要とする接種を実施するなど、接種率向上に努めているところであります。

また、市の公式ホームページやツイッターなどを活用し、ワクチン接種の効果等について適切な情報提供に努め、若い世代のワクチン接種を促進してまいりたいと考えております。

次に、下水道事業会計の収支の現状についてであります。下水道事業につきましては令和2年度から地方公営企業法を一部適用し、事業会計は公営企業会計に移行しています。移行後初となる令和2年度下水道事業会計の決算におけます収支の状況につきましては、収益及び現金収支につきまして黒字の状況であります。

次に、今後の課題と対応策及び展望についてであります。今後の課題としましては、人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少や下水道施設の老朽化、浸水被害の軽減など多額の費用を要することであるとと考えております。

そのため、下水道事業会計の経営基盤の強化やストックマネジメント事業における下水道施設の老朽化対策を実施してまいりますとともに、公共下水道雨水整備事業の実施に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、下水道管渠の老朽化の現状についてであります。下水道管渠の布設後、標準耐用年数である50年を経過する下水道管渠が今後増加してまいりますことから、下水道管渠の更新などを実施し、下水道施設を適切に維持管理することが重要であるとと考えております。

次に、下水道管渠の更新の具体的な方法についてであります。平成30年度に策定いたしました東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、事業の平準化を図りながら計画的に更新等の事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○10番（根岸聡彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症についてであります。基本的なところからお伺いいたします。

新型コロナウイルスのデルタ株とオミクロン株について、またオミクロン株の亜系統としてのB.A. 2等も

含め、それぞれの特徴、違いについて簡単に説明していただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 厚生労働省の専門家会議によりますと、新型コロナウイルスオミクロン株は、デルタ株と比較しまして感染の広がりやすさというのが2.8倍高いということがございます。また、海外の事例としてになりますが、オミクロン株は入院が必要になるほどの重症化するリスク、こちらデルタ株と比べましては3分の1ということの報告がございます。オミクロン株につきましては、令和4年1月以降に感染が拡大したこと、またデルタ株より感染が強いB A. 1系統から、またさらに現在は感染力が強いB A. 2系統に置き換わりつつあるということが認識としてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。デルタ株は非常に強力で重症化しやすいと、またオミクロン株はそれほど強力ではないけれども感染力が高いという御答弁でありました。

市長の御答弁の中で、令和4年5月23日時点における市内の感染者数が累計で6,080人となっているとのことでありましたが、現在治療中の市民の方の数はどのようになっているのでしょうか。また、この数値は近隣他市や同規模の自治体と比べてどのように評価されているのでしょうか。治療中の方の数の推移も含めてお願いをいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 東京都多摩立川保健所の報告では、5月23日時点における治療のため入院されている方は128人となっております。また、治療のため入院されている方の推移につきましては、令和4年4月1日には101人となっております。5月1日には120人という形でございます。

他市の状況につきましては現状把握はしておりませんが、高齢の方の入院患者が多いということは聞いてございます。

引き続き、感染拡大防止の取組が必要であるという認識でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 感染者の数がデルタ株のときと比べて爆発的に増えております。先ほどの質問に対する御答弁でも、オミクロン株の特徴について御説明をいただき、治療中の人数についても御答弁をいただきましたが、亜系統のB A. 2も含めたオミクロン株の感染力についてももう少し詳細に御説明をいただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 一般的に、ウイルスにつきましては変異を繰り返す性質を持っておりますことから、新型コロナウイルスにつきましても変異を繰り返し、新たな変異株の発生が現状続いております。

当初、アルファ株などが流行し、その後、2021年夏の5波ではデルタ株が主流となり、感染が広がっております。厚生労働省によれば、デルタ株はアルファ株と比べ感染力が1.5倍高い可能性があるという報告がございます。また、その後、2022年1月以降に感染が拡大しましたオミクロン株におきましては、デルタ株に比べさらに高い感染力があるということでございます。

現在におきましては、オミクロン株はB A. 1系統からさらにB A. 2系統へ、さらにX E株に現状変異が続いているという形が現状でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

変異が続いているということで、それぞれに対応していかなければいけないということで、現場の御苦勞もひとしおかと思いますが、こればかりは途中でやめるわけにもいきませんので、しっかりと対応を続けていただければというふうに思います。

先ほど、コロナウイルスワクチンの3回目の接種状況について御答弁をいただきましたが、1回目と2回目の状況はどのようになっているでしょうか。また、4回目の接種について始まったということを伺っておりますが、どのような進捗になっているのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 5月23日の接種状況で御説明を申し上げさせていただきます。

1回目の接種率につきましては、20代が約79%、30代が約82%、40代以降の世代におきましては85%を超えてございます。

2回目の接種率につきましては、20代が78%、30代が80%、40代以降の世代につきましては同じく85%を超えてございます。

次に、4回目の接種につきましては、5月26日に約170件、令和4年1月15日以前に3回目の接種を受けられた60歳以上の方へ接種券を発送させていただきました。今後3回目のワクチン接種後おおむね5か月が経過する60歳以上の方へ順次接種券を発送させていただきます。個別接種につきましては、5月30日から4回目接種の開始を東大和市医師会の御協力をいただきながら開始をさせていただきました。また、集団接種につきましては、7月6日から旧みのり福祉園において4回目ワクチン接種が開始できるよう現在準備を進めております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

3回目のワクチンについて、若い世代での接種率が低いとの御答弁でしたが、若い世代の接種率が低い理由についてはどのように分析をされているでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 若い世代の方につきましては、新型コロナウイルス感染症へ感染しても重症化リスクが低いと言われております。また、3回目接種後の副反応の発症リスクもありますことから、あえてワクチン接種を控えているということではないかと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 確かに、そうですね、若い方は適応力といいますか、耐性が強いということが言えると思いますが、新型コロナウイルスの感染症の防止策として手洗いやうがい、マスクの着用、3密の回避といったことが挙げられておりますが、ワクチン接種の効果や重要性についての御認識はいかがでしょうか。また、ワクチン接種と感染抑制の関連性についても併せて御教示いただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 厚生労働省におきましては、ワクチンを接種することで免疫ができることにより、感染や発症の確率を大きく減らすことにつながる、また重症化を防ぐ効果も期待できるとされております。

特に4回目接種につきましては、新型コロナウイルス感染症へ感染した場合、重症化リスクの高いとされる60歳以上の方及び18歳以上60歳未満で基礎疾患を有している方などが接種の対象とされてございます。

感染抑制につきましては、接種後、時間の経過とともに、徐々にではありますが、その効果は下がるとされておりますことから、1・2回目の初回接種を接種後5か月以上の間隔を空け、3回目接種のワクチンを接種

することで感染予防効果の回復が見込めると認識しているところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市長答弁の中で、3回目の接種率に関しまして、やはりその接種率が全体的に伸び悩んでいるといった報道が、接種率が全体的に50%前後であるという御答弁がありました。

報道の中でも、接種率全体に伸び悩んでいるということが言われていたというふうに記憶があります。そのことに関して市の見解をお伺いしたいと思います。同時に、年代が下がるほど接種率が低下しているという御答弁でしたので、その要因についてどのように分析しているのか併せて御説明いただけますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 新型コロナウイルスワクチンのみではありませんが、どのようなワクチン接種であっても副反応というのは一定程度ございます。これについては避けることができないと考えてございます。ワクチン接種のこの悪いイメージが広がることとともに、接種率が低い要因ではないかと、そのような形で考えております。また、特にSNSにそのような書き込みがあるということも聞き及んでるところでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

ワクチンのその接種率を引き上げることで感染率の抑制につながるのではないかとすることは漠然と理解できるのですが、特に若い世代の接種率を上げることの効果についてはどのように把握をされて、分析をし、把握しているのでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 若い世代の方々は行動範囲が比較的広い世代だということでの認識はございます。このため、若い世代が接種することにより生産や物流、保育や介護、医療などの社会活動、経済活動などに対する影響の防止効果が期待できるものと考えてございます。

また、新型コロナウイルス感染症の後遺症につきましては若い方にも発生しておりますことから、後遺症の予防としてもワクチン接種は効果があるものと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市は、ホームページや市報等の媒体を使ってワクチン接種を奨励していることは承知しております。御答弁の中で、若い世代、20代、30代の接種率を向上させることが今後の課題であるとも述べておられました。10代の方々も含めた若い世代のワクチン接種率を引き上げるために予約不要の接種の実施を始めたということも言われておりましたが、それも含め、またそれ以外に特に若い人たちに向けて講じている対策等がありましたら御説明をお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 予約不要接種につきましては、仕事をされている方などは、ワクチン接種のために時間確保が難しい場合が多々ございます。このような形でありますことから、集団接種会場において18歳以上の方で3回目のワクチン接種の接種率向上策として予約なし接種——予約を不要とする接種を実施させていただきまして、一定の効果が今現状見込めてございます。

また、予約不要の接種の啓発といたしまして、イトーヨーカドー東大和店及びT A I R A Y A奈良橋店さんにおきましてポスターを掲示させていただき、周知に努めております。

引き続き、市報やフェイスブック、ごみ分別アプリなども活用しまして事業周知にこちら努めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ワクチンの接種率を上げるためには、世代を問わずワクチン接種の必要性を理解し、接種しようという気を起こさせることが大切ではないかと考えるのですが、その点に対しての市の御見解を伺いたいと思います。特に若い世代の方々に接種を喚起するために取り組んでいること、または今後取り組んでいきたいと考えていることがありましたらお願いいたします。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） ワクチンを接種いただくためには、接種の必要性や意義を御理解いただき、御自分からワクチン接種に対し行動を起こしていただく必要がございます。このため、国や東京都におきましては、ワクチンを接種することの必要性や、感染した場合の公表などについてホームページなどによりお伝えしております。

市におきましては、市報やホームページ、SNSを活用し、ワクチン接種のお願いを引き続き行うとともに、他市の接種率向上に対する取組などを参考にさせていただき、今後につなげていきたいと、このような形で考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 市内の感染者数が6,080人という御答弁をいただいております。市内にいらっしゃるのかどうか分かりませんが、一度感染した方が再度感染してしまった事例もあるというふう聞いております。感染してしまった方に対するケアとして市が心がけていること、また市民に対して注意してほしいことについては何かありますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市では、新型コロナウイルス感染症に感染した方及び濃厚接触者となられた方に対しては食料等の支援、配送することを行っております。配送申込みをいただいた際に、療養期間中の日常生活での心配ごとなどを確認させていただき、その方の希望に応じて保健師など専門職が相談に応じる体制、こちらのほうを整えているところでございます。

市民の皆様には、手指消毒などの感染予防やワクチン接種の検討、また少しでも体調に変化があった場合、御自宅の近くの病院などで診察を受けていただくなど体調管理を行っていただきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。様々御対応されているということを理解いたしました。

お子さんがコロナにかかって、治って学校に行ってから、そこでいじめられるというような話も伺っておりますので、そういった完治された方々へのケアというところも重要なポイントではないかと思っておりますので、こちらのほうも併せてよろしくお願ひしたいと思っております。

ワクチン接種に関しまして、そのお子さんを含めた若い世代の接種率が低いことについて、市民の方々に伝えたいということは何かありますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） ワクチンを接種することにつきましては、新型コロナウイルス感染症へ対し、まず自分を守ること、それはあるんですが、同時に同居する家族や日常的に接する御友人、高齢者や持病のある方など周囲の方を守ることにもつながる重要な取組だと考えてございます。

引き続き、若い世代の接種率向上には取り組んでいきたいと、そのような形で考えてございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） やはり若い世代の方々は病気に強いということもあります。自分が保菌者になって家

族のもとに行き、またそこから広がっていくということもありますので、そういった注意喚起が必要ではないかというふうに思います。

最後に、新型コロナウイルス感染症全般について、今まで講じてきた防止策のほかに新たに注意すべきことや効果的な対策、感染が疑われる事態に陥ったときの対応等、市民の方々にお伝えしたいことについては何かありますでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市といたしましては、現時点ではワクチン接種が予防効果、また重症化防止効果の中では一番効果的な対策であるという形では考えてございます。

感染を防止するためには、並行して基本的感染防止対策である適切なマスクの着用、換気や手洗い、手指消毒等を実施いただきたいと考えております。また、感染が疑われる場合には早めに病院で診察を受けていただき、感染拡大を防ぐ対策を講じていただきたいと思いますと考えております。

今後におきましても、引き続き市民の皆様へ適切な情報提供と着実なワクチン接種を推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

市の御対応につきましては非常に高く評価をしたいと思います。私も機会があれば市民と会って話をするときにそういった形での注意喚起、また接種の奨励をしていきたいと思います。

今回コロナ関連で基本的な内容、感染の状況、ワクチン接種の状況と対策について確認をさせていただきました。

現在コロナウイルス感染症は比較的高い位置で安定しているような状況であると認識をしています。重症者や死亡者はデルタ株の頃と比べ落ち着いているような感じはいたしますが、現在のオミクロン株、その亜系統であるBA. 2、BA. 1、その他、今後また変異することも視野に入れ対策を講じていく必要があると考えております。

ワクチン接種をしたからといってコロナに感染しないということはなく、ブレークスルー感染や過去にかかった人が2回目に感染するといった事例も出ているようですので、今後も行政が強いイニシアチブを発揮し、市民生活の安心・安全を守るべく、引き続きワクチン接種の呼びかけを行い、接種率の向上に向けた取組を継続していただくことを要望して、最初の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（関田正民君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後 1時29分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○10番（根岸聡彦君） それでは、午前中に引き続き再質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

東大和市の下水道事業についてであります。

市長答弁では、令和2年度より公営企業会計に移行したとのことですが、この公営企業会計に移行したことによる下水道事業会計に対するメリット、デメリット、それぞれ把握していることがあれば教えてください。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 公営企業会計へ移行したことによるメリット、デメリットでございますけれども、

メリットにつきましては、主に会計方式がこれまでの官庁会計から地方公営企業会計に変わったことにより複式簿記を導入したことで会計情報の明示性が向上したことや、会計上の資産管理ができるようになったことと考えております。デメリットにつきましては、現時点では特にございません。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 分かりました。私もちょっと会計の関連につきましては詳しくないものですから、引き続き自分なりに勉強して、分からないことがあればまた教えていただければと思います。

収益及び現金収支につきまして黒字の状況であるとのことでしたので、そのあたりをもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 令和2年度の収支の状況でございますけれども、収益につきましては損益計算書から約1億3,900万円の黒字で、経営指標である経常収支比率は100%を超えている状況でございます。現金収支につきましては、キャッシュ・フロー計算書から令和2年度の現金預金は約2億8,000万円の黒字でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道事業会計に関しましては、一般財源からの繰入れが継続して行われております。その繰入額の推移、特に基準内と基準外があると思うんですが、特に基準外繰入金の額の推移はどのようになっているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 一般会計からの繰入れにつきましては、平成31年度までの一般会計繰入金は、公営企業会計へ移行したことに伴い、経費の目的により3つの科目で計上しております。収益的収入の雨水処理負担金と他会計補助金及び資本的収入の他会計補助金となっております。

一般会計からの繰入額につきまして、令和2年度の決算額及び令和3年度、令和4年度の当初予算額の状況では、総額は減額の状況でございます。

なお、基準外繰入れの額につきましては、令和2年度の決算額と令和3年度の当初予算額を比較すると減額となっておりますが、令和3年度と令和4年度の当初予算額を比較いたしますと増額となっている状況でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 基準外繰入金の額についてはその年、その年によって増減があるということは理解しております。

下水道事業会計の健全性を維持・向上し黒字経営を継続していくという観点から、市としては基準外繰入金をどのようにしていこうとお考えなのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 基準外繰入れにつきましては抑制を図る必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道事業会計において、その健全性を図る指標として経費回収率というものも重要なファクターになってくると思います。この経費回収率の過去5年間の推移というのはどのようになっているのか、また今後の見通しはどのようになっているのか教えていただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 過去5年間の経費回収率でございますけれども、平成28年度は77.7%、平成29年度は99.9%、平成30年度も99.9%、平成31年度は打切決算の影響によりまして90.9%、令和2年度は102.5%の状況でございます。

今後の見通しにつきましては、令和3年度の当初予算は98.5%と見込み、令和4年度当初予算では105.2%と見込んでいる状況でございます。

今後も安定的な経営のため、経費回収率は100%以上になるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 経費回収率につきましては、私を知る限りにおいては26市の平均が大体107から108ぐらいで推移していたかなというふうに理解しております。平成30年度前後の辺りでは下から数えて何番目というような状況であったものが徐々に順位を上げてきて、これからさらにもっと健全な事業会計になっていくものというふうに期待をしたいと思います。

下水道事業会計の収入は、市民が支払う下水道使用料が大きなウエートを占めているものと推察いたします。下水道料金の見直しは3年ごとに行われることになっていたと理解しております。近年はその見直しは行われていないようですが、今後の見通しについて市はどのようにお考えでしょうか。また、人口減少による下水道使用料の減少は事業収益に大きな影響をもたらす可能性があるのではないかと考えますが、どのような手法で収入減少を乗り越えようと計画をしているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 下水道使用料の見直しにつきましては、令和3年度は第5次行政改革大綱推進計画に定める3年に一度の見直しの実施時期でございましたが、新型コロナウイルス感染症の状況等を総合的に勘案し、見直しを実施しないことといたしました。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえる必要がございますが、下水道事業を取り巻く環境の変化や決算における経営指標などから適正な下水道使用料水準となるよう、公共下水道事業経営戦略及び第6次行政改革大綱推進計画において3年ごとの定期的な見直しのための検討を行っていくこととしております。

将来人口の減少に伴う使用料収入の減少に対し、効果的な事業運営や適正な下水道使用料水準となるよう検討するなど、安定した下水道事業経営に取り組む必要があると考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。

それでは次に、管渠の老朽化対策のほうに移りたいと思いますが、老朽化対策というのは、まず老朽化によって管渠の傷み具合がどのようになっているのかを調査する必要があると思います。これまで人による目視調査と、管渠の中を走行するテレビカメラ調査を行っているというふうに認識をしておりますが、現時点における調査の状況というのはどのようになっているのでしょうか。また、今後についてはどのようにしていこうとお考えなのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） これまでの下水道管渠の調査の状況でございますけれども、調査結果といたしまして、管渠のクラックやたるみ、取付管関係の不具合などが確認された場所がございました。

今後も東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、優先順位の高い地域から目視調査などを行う予定でございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道管渠の老朽化に関して、布設後50年を経過している管渠が今後増加してくるとの御答弁がありましたが、現在市内に布設されている管渠は昭和50年に着手が始まり、平成2年前後に布設されたものが非常に多いというふうに伺っております。

下水道管渠は布設後50年を経過したものから更新が必要となってくるということですが、現在市が管理して

いる下水道管渠の全体の長さほどのくらいあり、その中で布設後50年を経過している管渠の総延長はどのくらいあるのでしょうか。また、遠くない未来において老朽化対策が必要になると考えられる布設後40年以上の管渠の総延長についても教えていただけますでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 令和3年度末現在の下水道管渠につきましては、総延長が約242キロメートル、50年を経過した下水道管渠が約5.5キロメートル、40年を経過した下水道管渠は、先ほどの5.5キロメートルを含め約62.7キロメートルでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） そうしますと、やはりどんどんとその対策を必要とする管渠の長さというものは増えてくるということで、それに応じて当然更新工事あるいは長寿命化の工事が必要となってくるというふうに理解をしておりますが、そういった対策を取られていくことを要望したいと思います。

布設後50年を経過していても、長寿命化の工事や耐震補強工事等で早急な対応を必要としない管渠というものも当然あると思いますが、それ以外の老朽化した管渠の中でやはり早急に対応が必要なもの、長寿命化あるいは耐震補強等が必要な管渠、またその更新の必要性のある管渠というのは総延長でどのくらいあるというふうに認識をされているのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 布設後50年を経過した下水道管渠のうち、現時点で更新が必要な下水道管渠につきましては約2.7キロでございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 先ほど、布設後40年、50年を経過した管渠の総延長について御答弁いただきまして、約60キロぐらいですか、あるというふうに言われたと思いますが、それらの管渠全てを更新するとすると、その費用は概算でどのくらいかかることになるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 布設後40年を経過した下水道管渠を更新した場合の概算額でございますけれども、先ほど御答弁差し上げました約2.7キロにつきまして、令和3年度当初予算及び東大和市実施計画の状況などから約4億円程度がかかると推計してございます。布設後40年を経過した下水道管渠は約62.7キロほどと考慮すると、おおむね約90から95億円程度かかるのではないかと考えられます。

なお、人件費や物価等の状況により工事の金額は異なってくるものと考えております。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） ありがとうございます。やはりかなりの金額が必要になってくるということのようでございます。もちろん、90から95億円程度というものが単年度で必要になってくるものではないわけでありまして、そこはストックマネジメント基本計画に基づいて平準化を図っていただきながら進めていくことが重要になってくると思います。

御答弁の中で、その東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき事業の平準化を図りながら計画的に更新等の事業を実施していきたいということでしたが、その老朽化した管渠、今回40年以上の管渠を対象にした場合でありますけれども、この管渠の更新に充てられる費用、単年度でということにはならないんですけども、年間でどのくらいを見込んでくるのか、また更新が完了するまでにどのくらいの期間を見込むことになるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 老朽化した管渠を全て更新する場合ということでお答えさせていただきますが、東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画において段階的に事業費を増減させ、10年間隔で事業費が

平準化するように事業を進めることとしております。事業期間を100年、更新工事等に係る総事業費を合計で約262億円としており、単純計算では年平均約2億6,000万円と試算しているところでございます。

なお、老朽化等の状況などによりまして、工事方法等の変更などが必要な場合がございます。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 分かりました。年間で大体2億6,000万円程度という試算をされているというふうに理解をいたしました。

先ほど40年以上の管渠が約60キロちょっとあるということで、その更新にかかる費用が90億円とすると、10年計画でいくと年平均9億円になるということで、さらに平準化を図っていく必要があるのかなというふうに考える次第であります。10年たてば、布設後30年経過した管渠が40年になってくる、どんどんと老朽化が進んでくるわけでありますので、実際に机上で計算をしたとおりになかなかかならないかとは思いますが、そこは財政の状況を見ながらしっかりと御対応していただければというふうに思います。

今の御答弁にありましたように、その管渠の更新を行うにしても巨額な費用がかかるわけであります。長寿命化と並行しながらその更新工事を実施するにしても、年間で、今の見積りだと2億6,000万円、そういった費用というのはどのようにして捻出をしようかというふうにお考えなのでしょう。

○下水道課長（廣瀬 裕君） スtockマネジメント事業を進めるに当たりましては、国の下水道Stockマネジメント支援制度などにより、できる限り国費や都費を活用することを考えております。また、可能な範囲で企業債を活用することなどによりまして財源の確保を図る予定でございます。その際、企業債の償還の原資として下水道使用料などを充てていくこととなります。

以上でございます。

○10番（根岸聡彦君） 下水道事業というのはどちらかというと地味な事業で、一般の方々には分かりにくいもののような感じがいたします。しかしながら、大切なものは目に見えないところにあるわけで、市民生活の中の重要なポジションを占めているのがこの下水道事業であると考えております。

経費回収率は一定の成果を出していると理解いたしますが、管渠の老朽化は確実に進み、人口減少が見込まれる中の下水道使用料の伸び悩みも考慮していかなければなりません。

さらに、下水道債の償還等、様々な課題に直面する中で、今後の下水道事業に対してどのような展望を持って市民生活の安定に寄与していこうとお考えでしょうか。

○まちづくり部長（田辺康弘君） 今後の下水道事業の展望につきましてでございますけれども、まず下水道管渠の老朽化に対応するためのStockマネジメント事業を進めることや、浸水被害の軽減のための公共下水道雨水整備事業に取り組んでいく必要がございます。

また、公営企業会計へ移行し、財務諸表等による経営分析などによりまして経営的な観点からの課題を把握し、下水道事業を将来にわたり安定的に経営するために適正な下水道使用料水準とするなどの経営基盤の強化を図っていく必要がございます。

市といたしましては、これらの取組を並行して進めていくことで安定した下水道事業経営に努めていく考えでございます。

以上です。

○10番（根岸聡彦君） 様々ありがとうございました。

下水道に関しては何度となく質問をさせていただいてまいりました。下水道会計については、公営企業会計

制度に移行しながら黒字経営をされ、経費回収率についても改善が進んでいることを高く評価したいと思いません。

下水道使用料に関しては3年ごとの見直しがなされることになっていたということですが、今後の検討につきましては、住民に、市民の方々に過度な負担がかからないような対応を期待したいと思います。

管渠の更新については、東大和市公共下水道ストックマネジメント基本計画に基づき事業の平準化を図りながら、計画的に更新等の事業を実施していきたいとの御答弁をいただきました。老朽化は確実に進んでいくものであり、しっかりとした計画の下、着実に実施をしていただきたいと思います。やはり更新には莫大なコストがかかるものであり、財政状況を見ながら、効率的かつ効果的に進めていただくようお願いをして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、根岸聡彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 床 鍋 義 博 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、21番、床鍋義博議員を指名いたします。

[21番 床鍋義博君 登壇]

○21番（床鍋義博君） 議席番号21番、やまとみどりの床鍋でございます。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

1番、ごみ行政について。

①ごみの量の推移について。

②ごみ減量の取組について。

ア、行政の取組について。

イ、民間企業との連携について。

③不法投棄について。

④ごみ分別について。

⑤市民への広報について。

壇上での質問は以上とし、再質問は自席にて行わせていただきます。

以上となります。

[21番 床鍋義博君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、ごみの量の推移についてであります。ごみの1人1日当たり排出量は、過去3年間を見ますと、平成30年度が663グラム、平成31年度が674グラム、令和2年度が692グラムで推移しております。

次に、ごみ減量の取組についてであります。市民や事業者に発生・排出抑制に努めていただくため、意識啓発を行うとともに、缶・びん・ペットボトル等の資源物回収をはじめ、使用済み小型家電の回収、不用はがきのリサイクル、生ごみたい肥化容器の無償貸出しや購入費補助を行っているところであります。

次に、民間企業との連携についてであります。市では、市内リサイクル協力店における様々な資源物の回収をはじめとして、ペットボトルの回収・再生事業や使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収事業、不用となった家具や家電製品等のリユース活動促進事業、使用済みプラスチック容器の回収事業といった様々な資源

物の回収について、民間企業と連携し、取組を行っております。

次に、不法投棄についてであります。不法投棄は地域の衛生環境の維持に悪影響を与えるものであり、行政の課題であると認識しております。

対策といたしましては、人けが少なく不法投棄されやすい場所等において、不法投棄の抑制を促す看板の設置及び委託業者による巡回などを実施し、防止に努めております。また、悪質な不法投棄については警察との連携も必要であると考えております。

今後も市報等で適切な排出場所や方法について啓発に努めてまいります。

次に、ごみの分別についてであります。ごみの減量を図る上でごみの分別は必要不可欠であります。

現在、可燃・不燃ごみに加え、缶・びん・ペットボトル、紙、布類等の資源物の分別回収を進めておりますが、適正な分別方法についてはごみ分別アプリ、ごみ分別ガイド、ごみ排出カレンダーにより市民及び事業者の方に周知を行い、分別の徹底を呼びかけているところであります。

次に、市民への広報についてであります。廃棄物広報紙「ごろすけだより」の発行やごみ排出カレンダーの戸別配付、ごみ分別アプリによる情報提供、職員による出前説明会、その他市報や市公式ホームページへの掲載など、機会を捉えて市民の皆様へごみの発生・排出抑制、分別等について周知、啓発を行っているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○21番(床鍋義博君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

コロナによって在宅ワーク等が増えていて、ごみの量とか質等も変わっているんじゃないかなと思って今回質問したところでございますけれども、先ほど、3年間のごみの量の推移、家庭ごみですね、について御答弁ありましたけれども、若干増えている感じがしています。

現在増えてはいても、東大和は多摩全体としては低いほうだなというふうに認識してはいますが、多摩地域の中での順位といいますか、1人当たりのごみの量の順位というのは今どのくらいになっていくのでしょうか。

○環境対策課長(梶川義夫君) ごみの1日1人当たりの総排出量で見た場合の多摩市町村の順位でございますが、低いほうから数えて7位というふうに把握してございます。

以上でございます。

○21番(床鍋義博君) もちろん、環境の対策を市民環境部が取っているということもありませんけれども、市民の協力によって結構低い位置にいるのかなというふうに思っていますけれども、トップのほうはごみ非常事態宣言を掲げている小金井市なんですけれども、それも500グラム台ということなんで、基本的に頑張ればそこまでいくのかなというふうに思います。そのあたりについて、東大和市としては数値目標というものはあるのでしょうか。

○環境対策課長(梶川義夫君) 私、先ほど7位と申し上げましたが、その7位の順位は令和2年度で捉えた場合でございます。申し訳ございません。追加させていただきます。

ごみの排出の目標でございますが、現在東大和市一般廃棄物処理基本計画では、この量といたしましては650グラム以下を目指すということになっておりますので、現在の目標としてはそれでございます。

ただし、今年度はこの処理基本計画の見直し年に当たってございますので、この目標について次期の分といたしましては今後検討してまいります。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 目標数値っていうのはやはり大事なところで、もちろん実現不可能な、ゼロにするとかっていうところだともう何もインセンティブも働かないし、施策としてどうなのかなと思いますけれども、少なくともトップを目指すような、500グラム台のところを持っていけるような、そういったことを東大和市としては取り組んでいるという姿勢が市民の方に浸透すると、より一層実現の速度というものが早くなるかなと思いますので、ぜひ目標数値をできるだけ高く掲げて、高くというのは、目標は高くですね、ただグラム数は低くですけども、市民に周知してほしいなというふうに思っております。

ペットボトル等、資源化施設できていますけれども、それによる効果というのはどのように市としては考えているでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に搬入した量で申し上げますと、容器包装プラスチック、それからペットボトル、この2つを合わせた数値でございますが、平成31年度で約880トン、令和2年度で約950トンという成果が出ていますので、この資源物の回収というのは効果があるというふうに認識しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） その後、後のほうでも述べますけれども、民間企業とのコラボもあって、そちらのほうに持ち込む量もあるんでしょうけれども、それでも増えているっていうことは、市民の中で資源化、これは資源化できるもの、そうじゃないものっていうものの意識がちゃんとできているのかなというふうに思います。

このような数値というものが、一番最後のほうの広報のところにもちょっとかかってしまうんですけども、今ごみの量の推移については市のホームページでPDFで見ることができるんですね。ただ、実際見ると非常に分かりづらくなっています。もちろん、ごろすけだよりとかでも分かりやすく説明しているところもあるんですけども、実際調べようと思ったときに見える場所で見るときに、ただ単に数値の羅列というか、それがPDFで細かい字で出てくるっていうのはちょっと分かりにくいかなと思うんですけども、そのあたりのほうの改善とかというものは庁内で何か議論とかされたことがあるんでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） ホームページ、それから広報紙、それから市報、環境対策課としても市民の方への周知というのは発生抑制、排出抑制を実現する上で非常にまず貴重な媒体、方法だと考えておりますので、常にごろすけだより等についてはお伝えする内容や伝え方というのは研究しているところでございます。ホームページにつきましても、そういった見やすさ、伝わりやすさというものを工夫していきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひ、ごろすけだよりもすごく楽しく読ませていただいております。そのような形で編集等を考えて、ホームページのほうでも見やすいような形にさせていただければなというふうに思います。

次、②のごみの減量の取組に移ります。

アの行政の取組ですね。

幾つか先ほど市長の御答弁ありましたけれども、様々なことをやっていると思います。ただ、その中の一つとして、現在中止となっている不用食器の改修、中央公民館のところで行っていたものがあると思うんですけ

ども、これはもう再開してもいいんじゃないかなというふうには思っているんですけども、これは今どのような状況で、どういう理由で中止になって、いつ再開だというようなことの議論はどういうふうになっているかということをお教えください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 御指摘の不用食器のリユースにつきましては、令和3年の1月から新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から一旦中止はさせていただいてるところであると認識しております。

この感染状況がだんだん落ち着いてきて、再開の見通し等、感染症拡大の動向を見ながら再開時期については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 不用食器を持ってきて、そこで会話をすることもあるでしょうけれども、感染対策十分行ってやれば、そこに何時間も密で、特に公民館の入り口のところですから換気もしやすい場所ですし、定期的にも今真冬ではありませんので、開けっ放しにできると思うんですよ。だから、このあたりはもう再開してほしいなというふうに思います。市民の方からも結構問合せがあつて、結局そこでリユースできなければ結局ごみになってしまうわけなんです。そうすると、やはり先ほどごみの減量のところでも話しましたが、やっぱり不用食器は重いですから、グラム数にかなり影響ありますので、ぜひ再開のほうをお願いいたします。これは要望ですので、御答弁結構でございます。

次に、生ごみのたい肥化の容器の補助について先ほど御答弁ありましたけれども、現在コンポスターの貸出しを行っておりますけれども、この状況について教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） コンポスターの貸出状況でございますが、令和2年度では大型が3基、小型が5基でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 次に、生ごみのたい肥化の容器等の購入補助についての状況をお聞かせください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 生ごみたい肥化処理容器等の購入費補助でございますが、こちらは令和2年度で14件、3万8,100円の利用でございました。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 貸出件数も補助についても体感的にはすごく少ないなというふうに思っています。これについて、広報とか、なぜこのぐらいの利用にとどまっているのかとかいうような議論はどのようにされているでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 私もコンポスターを利用している方のお宅に実際にお邪魔して、状況もお伺いしました。一応課内では、悪臭や害虫が発生するおそれがあるということ、それから堆肥が作られるまでに要する日数を要すること、こういったことが一種の手が出ない課題の一つであるというふうに認識しております。また、こういったものについて私どものほうも何とか、生ごみは水分が多いということで認識しておりますので、周知等をもっと発信していければなと思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうですね、生ごみは水分がほとんどなんで、乾いてしまうとすごく軽くなるんですよ。そういう点で言うと、一戸建ての方は結構いい、庭があつたりするところの一戸建てはそこにコンポスターを置けばいいんですけども、マンションとか集合住宅の場合はなかなかそういうわけにもいかないといったことで、最近普及しているのが家庭用の家電の乾燥機みたいなものがありますけれども、今回この補助につ

いて家電用のやつは除かれているんですよ。ですから、ただほかの自治体を調べるとこれも貸与となっているところも実はあったりするんで、このあたりも検討していただければなというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 電気式のコンポスターにつきましては、機能性もあり、使い勝手もあるというふうに認識しているところでございます。一方で、電気式ということで、故障するリスクもあり、また電力を使うということでその分環境に影響を及ぼすということも考えております。

今後電気式の生ごみたい肥化処理容器等につきましては、導入に当たりまして他市の動向等を注視して考えていきたいというふうに捉えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） コンポスターは結構調べると種類がたくさんあって、いろんなやり方があるんですよ。それに対して担当課として市民の相談にどれぐらい応じられるのかな。これまで貸出状況もありますし、市民の方からのフィードバックもあるでしょうから、ある程度知識があるのかなというふうに思うんですけども、その辺に対して、市民の質問に対してちゃんと答えられる、そういう体制に今なっているのかどうかということをお教えください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 私ども、電気式のコンポスターについては認識を深めるようにしておりまして、市民からの問合せにつきましてはその利便性については御説明できるようにはなっております。例えば乾燥式ですとか、バイオ式ですとか、それぞれいろいろな機能を持ったものがあるということは存じております。お客様の住居の様子、それから排出量、それから置き場所、そういったところをお聞きしながら相談に乗っているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 大きく分けてコンポスターって嫌気性、空気を嫌う嫌気性ですね、空気を取り入れてやる好気性というふうに大きく分けて2つありますよね。そういったもので例えば虫が発生するとかっていう場合は、大体のパターンとしては、発酵ではなくて腐敗しているときに大体虫が発生するんですよね。発酵って大体50度ぐらいに発酵していると虫は発生はしないわけなんですよ。とすると、土中に埋めて、土の中の微生物を使いながらできるタイプのコンポスター、土中に埋めてやるコンポスターだとほぼほぼ、環境さえ整ってれば攪拌も必要ないし、虫もなかなか発生しづらいところがあって、逆に密閉型だったりするとある程度攪拌しなきゃいけないですし、促進剤みたいな、水溶液みたいなものを入れないとうまく発酵できないんですよ。だから、そういったことがあるので、そういう市民の方からあったときにそういうことを説明、きっちりできて、だからお宅にはこういったものができますよというふうにまでやらないとこれって普及しないんじゃないかなというふうに思うわけです。

もちろん、これまでの実績があるので、前任の担当者とか、ずっと歴代の担当者が蓄積している知識とか、そういったナレッジマネジメントはしっかりされてると思うんですけども、逆に新しいものができたりすると、それにどんどんどんどん足していかなきゃいけないわけですよ、より便利なものとか、よりそういった使い勝手のいいものができたりするので。そういうことを環境の担当課ではやってほしいなというふうに思っています。

これは、このぐらいの少なさ、貸出数とかって少ないですよ。逆に言えば、それに労力をかけてしまうのは逆にどうかっていうふうに今度思ってしまうわけですね。私としては、環境対策としてはやってほしいんで

すけども、ただメニューだけ取りあえずずっと昔からあるから、やってるんだ、漫然とやってるっていうわけではないですけども、そういうふうの流れの中でやっているような感じだとこれは爆発的に増えないし、それであればもうやめてしまって、その労力を違う方向に使えばいいかなと思うんですよ。もしこれを進めていくのであれば、しっかりとこういった知識も担当課で押さえておいて、市民に提案ができて、市民のほうも、ああそれだったらやってみようかしら、途中でこんな虫が出たんだけどどうしてかしらってなったら、それはこういうものが足りないからこうしますよっていうようなところの指導ができれば、初めて施策として成り立っていくのかなというふうに思うわけです。そういったことも含めて対応していったほしいなというふうに思います。これはもう要望ですので、御答弁は結構でございます。

次に、民間企業との連携についてお伺いします。

様々な民間企業と当市はコラボして、すばらしい取組だというふうに思います。外的なそういったところの力を借りれば、内部資源をあまり活用しないでもごみ減量施策が進むのかなというふうに思いますけれども、もちろん、セブニーイレブン・ジャパンとコカ・コーラ ボトラーズジャパンと取組等、ペットボトル等でされていますけれども、この状況を教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） セブニーイレブンの利用状況といたしますと、セブニーイレブン側のほうでは回収量というのは公表していない状況でございます。ですので、ちょっと回答はできないところでございます。

ただし、このペットボトルの民間との連携、回収事業につきましては、本来ペットボトルを製造したところに返すという循環型の仕組みづくり、これを軌道に乗せたということが成果だというふうに考えております。

ちなみに、数字的なもので申し上げますと、平成31年度でございますが、小平・村山・大和衛生組合資源物中間処理施設に搬入したペットボトルの量は約144トンで、前年度に比べて20トン減となっております。この一因がそうした民間企業とのペットボトルの回収事業であるのではないかとというふうに認識しておるところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 公表していないんだったらしょうがないんですけど、多分、東大和市の市内の業者が扱ってるものはどれぐらいかは聞いても多分、答えてくれるんじゃないのかなとはちょっと思うんですけど、もし、公表はされていませんけど、ごみの減量の施策にとって必要な情報ですから頂きたいといえば、恐らく企業もそんなに拒むものもないのかなと思うんですけども、そういったことはちょっとお願いをしたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

次に、ジモティーさんとの取組ですね、これについての状況と認識、お願いします。

○環境対策課長（梶川義夫君） ジモティーとのリユース事業でございますが、こちらはジモティーさんとの不用品等の情報のやり取りで交換しているという状況でございまして、実際の利用件数というのは把握しておりません。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） なるほど。ただジモティーさんは多分データとして持っているはずなんですよ。全部住所も入れて、誰か個人特定もできてるんで、これもだから、もし東大和市からどれぐらい問合せがあったっていうのは、問合せっていうか取引件数があったことはデータとしてあるんだったらば、これもぜひごみ減量施策として欲しいデータだと思うので、そちらのほうもよろしくお願いします。

特にジモティーは大きいものもあつたりしますし、たんすとか、意外と自転車だったりとか、僕もよく見て

ますけれども、そういった大きいものは粗大ごみのほうになるものが多いと思うので、過去に当市でも、環境市民の集いだと思うんですけども、粗大ごみ、たんすとかソファとか、そういったものを現地で、抽せんだったのかな、販売、ただだったか、そういった市民の人に譲るといふ、そういった取組があったと思うんですけども、ちょっと民間企業との連携のところでもう一つあれですけど、そういった施策っていうのはすごく衛生組合とか、そういったところでもやってるところがあるんですよね。だから、そういうのもあったほうがいかなというふうに思うので、これも通告していないんであれで、要望でお伝えしておきますので、ぜひそういった不用品とかっていうものの取組も行ってほしいなというふうに思っております。

次に、先ほどコンタクトレンズの話がありましたけども、私ちょっと眼鏡とかコンタクトしないんで、どれぐらいの需要があって、どういった効果があるのかが分からないんでちょっとお聞きしますけれども、そのコンタクトの効果っていうんですかね、それがごみにならないとか、それが再利用される場所の効果っていうのはどういった効果があるんでしょうか。何か小さいので、ごみの減量とかにはあまり役に立たないんですけども、環境とかそういったところで非常に役に立つというようなことでこういう取組を行っているのかどうかっていうことを教えてもらえますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） コンタクトレンズの空ケースにつきましては、拠点を設けて、各場所で公共施設を利用して使い捨てのコンタクトレンズの空ケースを別のものにリサイクルしているということでございます。

令和元年の11月からの実施でございますが、平成31年度につきましては13.1キログラム、途中からですのですが、令和2年度は94キロということでかなり増えております。

今年度につきましてもまだ数字は精査しているところですが、これに近い数字は出ているというふうに認識しておりますので、私の個人的な印象でございますが、ちっちゃいものですが、集まるとかなり効果は目に見えてあるなというふうに感じております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 私も今聞いてびっくりしました。こんな小さい、数100グラムぐらいのものが94キロというのは、やはりそれが回収されて次に資源となるという点においてはすごくよい取組だなと思っておりますので、このまま推し進めてほしいなというふうに思います。

様々、民間の企業との連携がされてますけれども、そういう意味では、前任者の人が非常に頑張ったのかな、いろいろところで広報していたおかげで、東大和市って何か民間企業との連携多いよなっていう話も私、外で聞いたりもします。それはすごくいいブランドだと思いますので、今後様々な企業ともコラボしてほしいと思うんですけども、そういったところに予定とか、もしくは営業といたらおかしいですけども、市が、そういうところに声がけをしているのかどうかっていうところを教えてもらえますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 東大和市はかなり民間との連携は先進的なところを走っていると思います。この勢いをなくさないように、今後とも減量効果のあるものについて取組を広げて、市民の皆様への啓発を兼ねまして、必要な検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） そうですね、せっかく前任者、その前の前任者もそうですけれども、民間企業とのコラボを推し進めて、当市がごみ減量に先駆的な市であるというブランドっていうものをちょっとつくったところもあると思うので、すごく大きな功績だと思うので、この勢いを殺さずに、そのままっと推し進めてほし

いなというふうに思います。

次、③の不法投棄についてお尋ねします。

先ほど市長答弁では、看板を掲げたり、巡回したりということだったんですけども、当市はやはり場所柄、人目につきにくい場所が結構多くございます。そういったところに、いろんな人に見てもらえば、人が見ているところがあるとなかなか捨てづらいですね。だから、駅前に人がいっぱいいるところにどんって捨てられないのはそういうことなんで、人が少ないところの対策っていうところが必要だと思うんですね。常に見てるぞっていうところが必要だし、逆にごみがちょっとでもあつたりすると、そこって捨ててもいいんじゃないのって思わせたりしてはいけないので、逆にそういうところがあつたりするとすぐ通報を受けて撤去するといったことが必要だと思うんですよ。

そういう人目につかないところって意外と、場所をあんまり特定するとよくないんですけども、自転車だったり、マラソンっていうかランニング、ジョギングしている方が多かつたりするので、そういう通報システムっていうんですかね、そういったものを見かけたときに市に教えてくださるような呼びかけをしたらいいかんと思うんですけど、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 御指摘の通報システムといったものでございますが、不法投棄につきましては残念ながら絶えることがありません。なおかつ、どうやらでございますが、夜間あるいは周りに人がいない状況下で行われているのではないかとというふうに考えております。そうした状況が課題としてありますので、その通報システムがうまくいくかどうかということも含めて、他の自治体の状況等も見ながら検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ぜひお願いします。

今他の自治体というところも出たんでついでにお聞きしますけれども、隣接するところの大体市境とか、そういったところに不法投棄ってされることも多いので、そういったところの連携というのは定期的に行ってる状況なんでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 確かに、行政境などにつきましては不法投棄がされやすいというときもございますが、こういったときに、想定されるということでございますが、そういったときにやはり近隣市と一緒に現場確認をして再発防止策を考えるなど、必要に応じて情報交換等行っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 定期的に行うのか、不定期でもこういった情報を交換することによって、他の自治体、こんなことやってるとするのはすごく参考になると思うので、ぜひお願いをいたします。

先ほど、不法投棄があった場合に警察に届けるという、そういうところがあったんですけども、実際にここ何年かでそういう警察にまで通報するといったケースはあるんでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 私が来てからはありませんし、私の前にあったかどうかというのは、申し訳ありませんが確認は取っておりませんが、やはり人目につかない、あるいはかなり大量に不法投棄がされてるような悪質な状況については、今後警察にも通報して、例えばパトロールしていただくなど、できたらですが、そういった御協力も仰ぐ必要があるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございました。

次に、④ごみ分別についてお尋ねします。

ごみ分別アプリですね、非常に私も使っていて、これどっちなのかなって迷ったときに、ああこれ燃えるごみなんだ、燃えないごみなんだって使ってるんですけども、このダウンロード数の推移が分かれば教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 令和3年度末でダウンロード数は2万330件となっております。ここ数年で毎年3,000件以上のダウンロード実績があるということを確認しております。世帯普及率を計算しますと、約51%ということ把握しております。

また、令和3年9月1日時点の情報でございますが、当市と同じアプリを活用している自治体が120以上あるという中で、世帯普及率は上から第4位と高い位置になっているところでございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） ありがとうございます。すごく頼もしい数字だなというふうに思います。これはやはり、担当課もそうですけれども、やはり市民の意識がごみの分別とか、ごみを出す意識が非常に高くなっているんだなというふうに思います。

ぜひ、ここはもう1位を目指して、1位になったらちゃんとごろすけだよりじゃなくて、もう市報で宣伝するぐらいにしてほしいなというふうに思います。

次に、ごみの分別について、実際の現場では危険物とか、または医療機器とか、分別しなきゃいけないもの、入れちゃいけないもの、そういう混入しているものとかをたまに見聞きするんですけども、それについての推移というんですかね、減ってるのか、増えてるのかというのは把握されているでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 医療廃棄物の廃棄の量ですとか推移といったものは把握しておりませんが、実態上はまれにあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） これは現場レベルですけども、聞いた話ですけど、やはりたまにそういうものが混入されてるってところがあるんですね。それを防止するための方策っていうのは今のところは意識しかなくて、他の自治体ではごみの監視員みたいなところを置いたりとかってするようなことも行われたりしているんですけども、それがすごく多ければ、恐らく新たなそういう手だてをしなきゃいけないかなと思うんですけども、今のところ現場でもそれほど多くないということで、そこまでではないと思うんですけども、景気が悪くなってきたりすると、何か意識が低くなってくるとそういう危険性もありますので、そういったことも視野に対応してほしいなというふうに思っております。

次に、紙ごみについてお聞きします。

紙ごみについては、歴史的にこの紙ごみの資源化っていうのは行われてきたということなので、非常に市民にとってもなじみやすいし、分別もしやすいっていうところなんですけども、これの推移はどうなってるでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 段ボール、新聞紙など、資源化の候補としては古くからあるものでございますが、こちら、中間処理施設に搬入しなければかなりそのごみの量というのは削減できます。そういった意味で処理経費も減ることから、推移というのはちょっと今ここでは把握しておりませんが、今後も減量化の非常に大きな柱であるというふうに思っております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 本当に紙ごみは、繰り返しますけど、資源化しやすいので、ぜひ細かい、紙でもこのぐらいの、名刺ぐらいの紙でも全て再利用できるんですよね、要は溶かしてしまうわけなんで。それでごみも減量になるし、再生できるということなので、ぜひこれは推し進めていただきたいのでこの質問をしたわけですけども、今度はこの紙ごみについて、収集についてお聞きしたいと思います。

現在各地域ごとに紙ごみについて収集しているわけですけども、市民レベルでは段ボールは段ボール、古紙なら古紙、雑紙っていうふうに分けて出していると思うんですけども、これ収集はどうなっているのでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 資源ステーション等を利用した資源物、紙ごみの収集でございますが、こちらはその決まった日に出していただいたところをそれぞれの担当業者が回りをまして、パッカー車等で収集した後、引取業者のところに搬入いたします。混合積載の状態を下ろし、その後、引取業者のほうで紙ごみ等を仕分しまして引き取っていただいている状況でございます。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） 今パッカー車による混合収集なんですよ。パッカー車等、普通のトラックもありますけれども、ほぼパッカー車による混合なんですよ。他市調べてみると、混合のところはもう少なくなってきて、段ボールなら段ボール、紙と新聞紙、これは一緒になってるところも結構あります。

段ボールと分けてるところは結構多くて、実際に処理の下流工程っていうんですかね、最終的に持ち込んだところ、当市も民間企業に出してますけれども、そこの現場での声を聞いてきましたっていうか、現場を見してきました。そこで搬入する人たちの話も聞いてきたところ、東大和市のパッカー車が自分のところの前にいるとちょっと嫌な感じになると。なぜかという、混合収集なんで、そこでだーんて量って下ろすと、普通だと、分別してるところだとブルドーザーが分けるだけなんですけども、実際そこで手作業でそこで段ボール、一般ごみ、新聞紙っていうふうに手作業で六、七人ぐらいいて分けるんですよ。その時間だけすごく止まっちゃうので、車の列が長くなる。普通、待ちの車の列で、何日か行ったんですけど、あまりないんですよ。東大和市の対応のところの行った後だけ少し車の列ができちゃうんですよ。そこの持ち込んでいる団体の人によると、やっぱりこれいつもだよ。ほかの市とか見たらそういうふうになっていないよっていうふうに言われたんで、ちょっとこれ、もちろん、入札のときにうちは混合で出しますよって出しているから、それはそれでいいのかもしれないけれども、金額も安くなってから、でも実際、全体最適を考えたときに、東大和市はそれで最適かもしれないけれども、環境負荷って考えた場合にはこれはよろしくないっていうふうに思うんですよ。

うちの市はそういう意識、せつかくごみの意識が高く、市民の意識が高く、ごみのアプリもさっき4位か、だし、ごみの1人当たりも多摩26市で、市町村で7位ですよ。そういう意識が高いのにもかわらず、最後の下流工程でこういうことをやっていたら、せつかくのイメージというか、東大和市がごみの先進市だっという感じにはならないかなと思うので、ぜひそのあたりを、収集の仕方によって変えられると思うんですよ。だから、最初の1台目で全部段ボール積んでいって、2台目で普通の紙ごみを積んでいけばいいなというふうに思うんですけども、そのあたりの認識と、そういうふうになってるとい認識があるのかどうかをお聞かせください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 確かに、混合積載の状態です引取業者のところに荷を下ろしますので、そういった仕分の時間帯、一時的に東大和分が止まる、その場を占領するというのは把握しております。

ただ、先ほどおっしゃいましたけれども、契約上そういうふうになっております。また、引取業者のほうか

らは特に何か苦情というのはいたいておりません。

また、その収集方法の変更とか解決方法でございますが、ごみの収集運搬の契約内容に関わる可能性もありますので、まずはもう少し実態を確認させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時41分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○21番（床鍋義博君） 業者から苦情が出ていた、誤解のないように言うと、苦情を業者が言ったわけじゃないんですからね。そこに搬入する団体があって、その人がちょっと東大和の車が前にいると嫌だと言ってたぐらいなんです。そのところを間違えると、業者が何か苦情を言ったみたくなるので、契約上は合ってるので全然問題はないですし、工場長もそういうふうには捉えないでほしいというふうに言っていましたから。

結局、せつかくの紙の種類をちゃんと分別してあったものなんです。持ち込むところまで、分別したそのままの状態を持ち込んでいくことが、結局全体の全体最適、当市だけではなくて全体最適につながるというふうに思います。それがやっぱり環境対策だというふうに思っていますので、この環境対策っていうのは一自治体でやったって微々たるもんですね。いろいろなところとコラボしたり、いろいろなところと協力しながら環境を整えて、それが周辺地域から日本全体、もしくは本当に世界というふうにこの環境が世界レベルでよくなっていくというところだというふうに思っていますので、ぜひ東大和は先進的にそういったことを進めるところだということを見せてほしいなというふうに要望して、この項は終わります。

最後、⑤の市民への広報について。

先ほども少しずつ、ごろすけだよりのところとか、アプリのところとかというところを取り上げましたけれども、ごみの適正な分別によって資源となるものと、ごみとして処分するもの、それらを市民に周知して協力するというか、そういうのがやっぱり義務だというふうに思うんですね。先ほど、ごろすけだより、ごみ分別アプリとかというのがありますけれども、やはりリサイクルも含めてそういった市の取組が、こんなこともやっていますといったところをやっぱり、ここ数年、環境市民の集いも人を集めて行うこともできないですし、なかなか周知っていうのは、その辺は少し難しいのかなと思うんですけども、現在このアプリとそのごろすけだより以外のところで、もし何かこれも含めて今考えてるよみたいなのがあれば教えていただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 現在のところ、ごみ分別アプリ、それからごろすけだより、それからカレンダー等々使って広報に努めてるところでございます。新しいまたもう一個別個の広報媒体というのは現在もあるわけではございませんが、私ども、同じことでも言い方を変えて、何しろ市民の方に伝わることが重要でございますので、市として様々な広報媒体やイベント等、機会を捉えて、あるいはある場面では他部署とも協力して様々な広報、周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○21番（床鍋義博君） もちろん、他の部とかというところの兼ね合いもありますけど、ごみだけかみたい

するとちょっとなかなか難しいところもありますけれども、先ほども述べましたけれども、このごみを扱う環境部門って非常に重要な部門だと思うんですね。市民の意識が高くなって、これがシビックプライドっていうんですかね、東大和はすごいごみの意識が高い、まちへ行ったらすぐきれいだし、ごみの1日1人分の排出量もすごく少ないよっていうのって結構自慢になると思うんですよ。もちろん、私たち、毎日ごみ出してますけれども、そのごみを減らすために何をしたらいいかっていうのはみんな考えていかなきゃいけない問題だというふうに思います。

もちろん、企業もしかりで、企業に対してもできるだけ環境の負荷の少ないものを製造しなければ、市民のほうから消費者に受け入れられないという、そういう時代に今来ていますので、そういったことも企業にフィードバックして、また企業とも連携をして、そして地方自治体自身が持続可能な社会構築のために、それを旗振り役というんですかね、それがやっぱり、ごみが、最終的にごみっていうのは地方自治体が責務を負うということに法律上なってますから、そういったところに住民と企業といろいろなところを巻き込んでごみを減量していくといった施策が必要だなというふうに思っております。

このごみという身近な事柄こそが、ごみだけじゃなくて、コミュニティーの形成とか、様々なところの市民協働とかにつながる、そういういい意味でのそういうやりやすいところだと思うんですよ。ですから、そういったところが三位一体となって、市民と企業と自治体が三位一体となって取り組むというような姿勢をつくるためにも重要な市民環境部だと思いますので、ぜひ職員の皆さんで力を合わせて、もちろん我々も含めて、市民と一緒にこのごみの減量、リサイクル、リユース、そういったところをやっていってほしいなというふうに思いますし、私自身もできるだけ啓発とかそういったところに協力をしながら、またいろんな情報が市民の人からも寄せられますけれども、そういったこともちゃんとしっかりとフィードバックしてやっていきたいなというふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問は終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、床鍋義博議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 大 后 治 雄 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、2番、大后治雄議員を指名いたします。

[2 番 大后治雄君 登壇]

○2番（大后治雄君） ただいま議長より御指名を受けました議席番号2番、興市会、大后治雄でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

1、複合災害について。

①東大和市国土強靱化地域計画と東大和市地域防災計画を中心とした防災と復旧についてであります。

アとして、複合災害の定義と考えられ得る最悪の想定とは何か。

次に、イとして、地震災害、風水害、火山噴火災害と新型コロナウイルス等感染症への備えは。

次に、ウとして、他自治体の対応は。

次に、エとして、関係行政機関からの指針等情報の提供や指導などは。

次に、オとして、市民からの要望・意見などは。

そして、カとして、目標と課題、今後の対応につきまして伺います。

以上、この場におきましての質問を終了させていただきますが、再質問につきましては御答弁を踏まえま

て自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[2 番 大后治雄君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、複合災害の定義と最悪の想定についてであります。複合災害とは、国の防災基本計画によれば、「同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象」と定められております。

複合災害につきましては、複合する災害の数や組合せが無限にあり得るため、考えられ得る最悪の想定をお示しすることは困難でございます。

次に、複合災害のうち、地震災害、風水害、火山噴火災害と新型コロナウイルス等感染症への備えについてありますが、これらの災害の一つ一つにつきましては地域防災計画などでの対応策を定めており、新型コロナウイルス感染症につきましては、国・東京都の対応方針を踏まえ対応しているところであります。

なお、これらの災害が複合災害として発生した場合につきましては、計画に特段の定めはございません。

次に、他の自治体の対応についてであります。多摩26市の地域防災計画におきましては、複合災害に対する備えについて定めている市は確認できませんでした。これは、東京都の地域防災計画が災害の種別ごとに編集されており、複合災害に関する定めがないことに起因するものではないかと考えております。

次に、関係行政機関からの情報提供についてであります。国の災害対策基本計画が令和3年5月に改定され、複合災害に対する記述が一部盛り込まれました。

また、コロナ禍での避難所のレイアウト等に関しましては、国や東京都からガイドラインが出されており、市の避難所運営マニュアルの改定などに反映しております。

次に、複合災害に関する市民からの要望、意見についてであります。現在のところ、複合災害について市民からの御意見、御要望は寄せられておりません。

次に、複合災害に対する目標や課題、今後の対応であります。複合災害は、通常の災害による被害をはるかに超えた被害をもたらす、また先行災害で人材や物資など資源を投入したことにより災害対応力が低下したところに第二、第三の災害が発生するため、公的機関による救助・救援、いわゆる公助が十分機能しないことが予想されるものであります。

このため、公助だけでなく、自助や共助も合わせた総合的な災害対応力を高めることが目標になると認識しております。

災害対応は公的機関が担うとの認識が根強く残っているという課題がありますが、災害への対応は自助、共助が大事であるという防災教育や啓発を今後も続けてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございました。

先月25日に首都直下地震による都内の被害想定を東京都が10年ぶりに見直して発表いたしました。東日本大震災後の対策の結果、死者、建物被害とも前回より3割以上減ったとしています。このようにデータは時々更新される場合がありますので、本市としてもデータと対策をアップデートしつつ、引き続きお取組させていただきたいというふうに思います。

なお、今回の被害想定によりますと、本市では、都心南部直下地震の場合、死者3名、負傷者57名、うち重

傷者6名、避難者2,501名、帰宅困難者2,972名、全壊23棟、半壊283棟、火災65件であり、立川断層帯地震の場合、死者47名、負傷者497名、うち重傷者82名、避難者1万5,548名、帰宅困難者2,972名、全壊377棟、半壊1,255棟、火災1,453件等々となっています。前回より3割以上減とはいっても、このように市内でも相当な数の被害が想定されていますし、今回の一般質問で取り上げました複合災害ともなれば、当然これを上回るものとなるであろうことは想像に難くないところでございます。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず、アの複合災害の定義と考えられ得る最悪の想定とは何かであります。

最悪の状況の詳細をどうシミュレーションされているでしょうか。時系列による被害の推移と規模を被害想定をされているのであれば教えていただきたいと思います。また、それぞれの被害に関する金銭的損失額等、総額を教えていただきたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市の地域防災計画におきましては、先ほどの市長の答弁にもありましたように、複合災害に対応する部分というのはございません。したがって、時系列による被害の推移や規模、それからシミュレーションしたもの、金銭的損失額の見込みなども定めておりません。

なお、埼玉県の自治体、例えば鶴ヶ島市ですとか幸手市などですけれども、これらの市は県の地域防災計画を踏まえて複合災害対策計画というものを定めております。その想定シナリオとして、これから申し上げる3つのパターンを定めております。

まずパターン1といたしましては、巨大地震の発生後、巨大台風が直撃するもの、それからパターン2としては、巨大地震の発生後、1年以内の復旧・復興活動中に巨大台風が直撃するもの、それからパターン3としては、市の一部で竜巻が発生し、併せて他の地区で航空機事故が発生するものということになっております。

それぞれのパターンごとに災害対応における困難さが指摘されておまして、パターン1では、先発した地震災害で災害対応能力が低下している中での後発の台風災害が発生し、被害が拡大すること、それからパターン2では、先発の地震災害から復旧・復興中に後発の台風災害に襲われ、継続していた災害対応を大規模にやり直さなければならないこと、それからパターン3では、同時に発生した竜巻被害と航空機事故により災害対応能力が分散され、対応力が低下・不足することというふうなものでございます。

なお、この鶴ヶ島市あるいは幸手市の例では、今申し上げたように複合災害の具体的なパターンというものは定めておりますけれども、これによる金銭的な被害額までは定めておりません。

以上であります。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

竜巻や航空機事故など、実に興味深いパターンを考えているなというふうに思います。どこまで想定するかで被害は変わりますし、金銭的損失額も変わるのは当然と考えます。また、このように地域の特性に合わせたシナリオが必要だということも示しているんだろうというふうに思います。

それで、ただいま伺いましたアの項目に関しましては、次以降の、イの地震災害、風水害、火山噴火災害と新型コロナウイルス等感染症への備えはに関連いたしますので、イに移りたいと思います。

私が考えますに、考えられ得る、想定される最悪の状態というのは、新型コロナウイルス等感染症が蔓延しているところに多摩直下地震と台風直撃などの風水害が前後して起きて、そこへ富士山が噴火して降灰、さらに原子力災害も加わるといったものではないでしょうか。

もう少し踏み込んで申し上げれば、こうした複合災害に見舞われている最中に、我が国の領土に対し弾道ミ

サイルの打ち込みや軍事作戦をもってする上陸、都市占領などを含む他国からの侵略行為が行われるといったことも考えられるのではないのでしょうか。現在ウクライナの現状や我が国の近隣諸国の状況に鑑みるに、全くあり得ないとは言い切れないと思います。

私、以前も一般質問で取り上げましたが、BCN兵器、バイオ、ケミカル、ニュークリアですが、これに対する備えも怠ってはならないというふうに考えています。ただ、これらは自然災害ではございませんので、今回はこれ以上申し上げませんが、容易に想定可能なものとして考えておいていただきたいというふうに思っています。

では次に、改めて当市における地震災害、風水害、火山噴火災害と新型コロナウイルス等感染症への対応と現状の詳細を伺いたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市の地域防災計画におきましては、地震災害あるいは風水害、火山噴火災害などが複合災害として発生した場合に備えての記載というのはいりません。したがって、これらの災害が単独で発生した場合に取るべき対応を組み合わせで行うこと、これが想定されるところでございます。

なお、風水害につきましては毎年のように発生しておりまして、コロナ禍における避難所の運営が現実的な課題となっております。

このことから、令和4年3月に避難所管理運営ガイドラインを改定いたしまして、新型コロナウイルス感染症の感染者が避難してきた場合の対応について、感染者と非感染者との居住区域の完全分離など、記載を充実させたところでございます。今のところ、この新しいガイドラインでの避難所の運営を設営したケースはございません。

以上であります。

○2番（大后治雄君） コロナ禍ということもありますが、この新型コロナウイルス対策に関しては、ほかの新型コロナウイルス、コロナのほかのところに準用できるのではないかとというふうに思いますが、次に、これまでの当市における複合災害対応に関する予算規模の推移、これを伺わせてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 災害はいつどのような形で発生するか分かりませんので、災害そのものを想定して当初予算を編成するというのはいりません。このため、複合災害につきましても予算規模の推移を分析することはできないものでございます。

なお、複合災害は被害が甚大で、復旧・復興期間も長期化し、また先行災害への対応をしている最中に、先ほど申し上げたように後発災害が発生することにより、災害対応のやり直しが必要となる場合があるなど、単独の災害への対応と比較して相当多額の経費がかかるものと認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） それぞれの被害想定というか、一つ一つの災害に関する被害想定はいろいろとされてるんだろうと思いますが、全体的なものは想定はされていないというようなことなんだろうと思います。

では次に、東大和市国土強靱化地域計画と東大和市地域防災計画の市民への周知、説明や情報提供というのはどういうふうにされていますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 東大和市地域防災計画及び東大和市国土強靱化地域計画は、市の公式ホームページにおいて誰でも無償でダウンロードすることができます。また、東大和市地域防災計画につきましては、冊子として編さんいたしまして、関係機関に配付しているほか、防災安全課においても有償で配付しております。

なお、市民への説明でございますけれども、コロナ禍のため、集合形式の説明会は行っておりませんが、今後コロナの感染状況を踏まえて、市民からの希望があれば検討したいと考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

ぜひ実施をしていただきたいというところだと思いますが、次に、地震や台風の被害想定と噴火による降灰の被害にはどのような違いがあると考えられるのかお伺いをいたします。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 一般的には、地震や台風の場合には強い揺れや大雨、強風など物理的な力が働き、また洪水というものもあり得るため、家屋の倒壊ですとか浸水被害などが想定されるものと考えております。

一方、噴火による降灰被害につきましては、堆積物による家屋倒壊ということが起こるリスクは少ないというふうに考えておりますけれども、道路、鉄道、空港などの交通インフラは深刻な影響を受け、社会経済機能に相当な被害をもたらすものと認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

火山噴火災害におけます火山灰の除去というのは大きな課題であるというふうに思っています。土のう袋が必要になるということは想像に難くないわけでございますが、その土のう袋を市にどのくらい備えたほうがいいのか想定を伺いたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 現在の市の地域防災計画におきましては、例えば富士山が噴火した場合には、降灰量として大体3センチから10センチぐらい積もるというふうに想定しております。降灰除去への備えとして土のう袋を備蓄することも考えられるところでございますけれども、この噴火による降灰を経験しておりませんので、必要な土のう袋の数量を見積もることというのは困難というふうに認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

数量を見積もるのは難しいということなのですが、例えば土のう袋を一般家庭でも備えるべきものなのかどうかというところの市の考えを伺いたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 一般家庭の備蓄でございますけれども、国は、最低3日分の生活ができるような量の飲料水、食料等を備えることを推奨しております。噴火による降灰への備えにつきましては、富士山噴火の可能性ですとか降灰被害の生ずる範囲、被害の程度等がどのようなものになるかにつきまして不確定要素がございます。このため、現段階においては家庭用備蓄品として土のう袋をリストアップすることは考えておりません。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

複合災害を想定した場合に、市民は何をどの程度備えておく必要があるというふうに市では考えていますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 一般に、地震災害などがあつた場合に備えて、先ほど申し上げましたように最低3日分の水や食料等を備蓄することが推奨されております。また、国は、大規模災害の場合には1週間分の備蓄が望ましいというふうにしております。複合災害を直接想定した基準というのはございませんけれども、

単独の災害よりも被害が明らかに大きくなるため、現段階では、国の推奨する大規模災害の場合の1週間分の備蓄に準拠するのが妥当ではないかというふうに考えております。

なお、備蓄品の種類でございますが、避難者が3日あるいは1週間生活できる量の食料、飲料水のほか、一般的には懐中電灯、携帯ラジオ、軍手やマスク、タオル、消毒用アルコールなどが挙げられておまして、複合災害においても基本的には変わらないものというふうに認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

1週間分という結構な量になるというふうに思いますし、家に備蓄しておくといっても結構かさ取りますので、なかなか置いておけるところもないんじゃないかなというふうに思うんですけども、推奨しているというのであれば、そこをちょっと参照させていただきたいというふうに思います。

次に、先ほど東大和市国土強靱化地域計画と地域防災計画の周知は伺ったんですが、市民にも一定の備えをお願いする、それから備えていただくことは必要であるというふうに思います。

また、近年言われておりますとおり、東海、東南海、南海、また日向灘なんていうのも最近言われてますが、これの三連動地震が注目を浴びる中で、歴史的に見てこの3つの地域に関して、大きな地震の後には火山噴火があった事実もございまして、火山噴火、富士山噴火といったことの周知が必要と考えていますが、いかがでございましょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 国の防災基本計画におきましては、先ほど申し上げたように令和3年5月の見直しの際、複合災害に関する記述というものを追加いたしました。追加した内容としては、備えの充実、外部支援の早期要請、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定した実動訓練の実施など、一般的な留意事項でございます。

それから、先月、5月でございますが、東京都も被害想定を見直したところでありまして、東京都の地域防災計画も近々見直しに着手するものと思われま。

市といたしましても、こうした状況の変化を踏まえて、市の地域防災計画の見直しについて準備をする段階であるというふうに認識しております。市の計画が見直された場合には、市民への情報提供ですとか啓発が考えられるところではありますが、富士山噴火も含めた複合災害に関する注意喚起もこのプロセスの中で対応していくものというふうに認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 冒頭でも申し上げましたけども、常にデータはアップデートされるものというふうに考えながら対応していただきたいというふうに思っています。なので、この見直しも早急に手をつけていただければというふうに思います。

次に、複合災害における避難と単独災害における避難というのはどう異なっているのか、また避難所への避難とその他への避難においてはいかがでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 複合災害におきましては、被害の広域化あるいは復旧・復興の長期化が懸念されるところでございます。避難所で過ごす期間も相当に長期になるというふうに推測しております。また、市の指定した避難所が被災する場合ですとか、避難所への移動自体が危険な場合ということも考えられるところでございます。

このため、市や東京都の区域を越えての広域避難ですとか、あるいは逆に自宅にとどまる在宅避難あるいは

親類縁者の住居に身を寄せる縁故避難など、複合災害においては様々な形の避難が起り得るというふうに考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 様々な形の避難があるというようなことですが、確かに、できれば市の施設に全員が避難するというのは多分難しいんじゃないかなというふうに思いますので、基本的には在宅避難というのが私は基本になるんじゃないかなというふうに思ってます。だから、そういったところを考えれば、それぞれの市民の皆さんにこれこれこういうこともあるから考えておいてくださいということは常に必要だと思いますので、その辺の広報とか周知などもぜひ徹底していただきたいと思いますというふうに思っています。

続きまして、火山噴火災害時には通信障害というのも当然想定されますが、その際の市内部の情報伝達や市民への情報提供の方法というのをどう考えてらっしゃいますでしょうか。また、備えというのはどうされていますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 今年の1月にトンガで海底火山、大規模噴火というのがございました。この際、携帯電話というものがつながらなかったのですけれども、アマチュア無線につきましてはつながったというふうに伺っております。非常時においては、市のほうの職員同士ではI P無線機というものを運用しておりますけれども、これは携帯電話と同様に基地局に依存する方式でありますので、基地局に依存しない無線機も運用可能な状態にしております。

また、市内のアマチュア無線クラブとも協定を締結しておりまして、非常時にはこのクラブ員の通信能力を活用することも考えております。

市民への周知につきましては、メール配信ですとか防災行政無線の活用が可能ならば、それを活用いたしますし、活用ができないのならば、青パトやスピーカー付きの庁用車で専ら音声による周知というものを行ったり、あるいは公共施設に掲示物の掲示などをすることが考えられるところであります。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 被害によっては、携帯電話が全く使えなくなったりということも当然考えられますので、そのアマチュア無線というのは古くからあるものであって、市長もアマチュア無線お取りになってるというふうにお聞きしていますけれども、今後どういったものが効果があるというか、そういったものもきっちり考えていただければなというふうに思います。私自身もアマチュア無線取ろうかなと思ながらも、ついぞなかなか免許取ってないんですけども、そういったようなことでそれぞれの部署がやっぱり連携して動くためには情報というのは重要でございますので、その辺もしっかりと御認識いただければというふうに思います。

次に、複合災害時のBCPの概要というのを伺わせてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 複合災害に関しましては、先ほどから申し上げるように、市の地域防災計画でも特段これを取り上げて対策を講じてはございません。

このため、BCPにおきましても複合災害を前提とした内容とはなっておりません。

現行のBCPを適用して複合災害の場合にも対応することになると思われませんが、この複合災害というのは甚大な被害をもたらすため、通常の災害以上に市の機能は低下する可能性があるというふうに認識しております。したがって、事実上、継続業務をさらに絞り込む可能性はあるものというふうに考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） かなりきつい状態になるというのは間違いないと思います。

次に、複合災害時の復旧計画の概要というのを教えてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 複合災害の復旧計画につきましては、市の地域防災計画において特段の定めはございません。このため、現行の計画に基づいて、個々の災害に対する復旧対応を調整しながら行うということが考えられるところでございます。

なお、前述のとおり、複合災害というのは甚大な被害をもたらすことが想定されるところでございますので、復旧や復興につきましては相当の時間と経費がかかるものというふうに考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

電気、ガス、水道、通信などのインフラ系というのはどういうふうに復旧していくのでしょうか。時系列で分かれば教えていただきたいと思います。また、その復旧にかかる予算というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 地域防災計画によりますと、災害の発生時におきましては電気やガスは停電あるいは供給停止、それから水道は排水調整、通信は非常通話優先措置を取ることが定められております。

その後の応急対策におきましては、官公庁ですとか都市中枢機能の維持のための応急工事が優先されまして、その後に通常の状態に回復するための復旧対策を行うというふうに定めております。

なお、復旧に要する予算につきましては、被害規模の想定が難しいため、あらかじめその額を見積もることは困難でございます。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 分かりました。

次に、公共財でございます道路や橋梁、市役所、公民館、公園や学校などの当市の所有、占有する建物や土地というのはどういうふうに復旧していきますでしょうか。時系列で分かれば教えていただきたいと思います。また、その復旧にかかる予算というのはどうなっていますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市の地域防災計画によれば、市役所本庁舎ですとか公の施設あるいは道路、公園が被災した場合には、まず応急危険度判定というものを迅速に行うというふうに定めております。その上で、必要に応じて応急的な復旧工事を施工し、なるべく早期に機能の回復を図るものというふうに定めております。

それから、復旧に係る予算でございますが、先ほどと同様でございます、被害規模の想定が難しいためにあらかじめその額を見積もることは困難でございます。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 分かりました。

次に、交通機関はどういうふうに復旧していくのでしょうか。時系列で分かれば教えていただきたいと思えます。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 西武鉄道ですとか多摩モノレールの被災直後における対応は基本的に人命優先でございます、負傷者救助を優先して行うというふうに定めております。

それから、施設や設備につきましては、応急対策は実施いたしますけれども、交通機関というのは都市機能の確保に重要な役割を果たすため、早期に復旧対応を実施し、輸送の確保を図るというふうに定めております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） なかなか、一般市民がそれを使おうというようなところまではなかなか復旧をしていく

のはちょっと時間がかかるというようなことなんでしょうと思います。

次に、市民の私有財産でございます宅地や建物、それから農地はどう復旧していくでしょうか。時系列で教えていただければと思います。また、その復旧に係る費用に対する補助などの予算というのはどういうふうになっていますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市民の住居である建物が被災した場合には、市が応急危険度判定というものをを行います。その上で、災害救助法、この法律の適用がある場合には、都道府県が半壊あるいは準半壊等の住宅への応急修理を行うことになっております。

さらに、復旧・復興の段階におきましては、被災者生活再建支援法の適用がある市町村の住民の場合には、住宅の被害程度に応じて最高100万円までの支援金と、それから住宅の再建方法に応じて最高200万円までの加算支援金、この支給を受けることができることになっております。

なお、この災害救助法による救助は都道府県が職権で行いますが、一方、被災者生活再建支援法の支援金等の支給は申請主義となっております。

また、激甚災害に指定された場合には、農地や農業用施設につきましては災害復旧国庫補助事業の補助率の特例を受けることができることになっております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 宅地というか、建物に関しては言わばトリアージが行われて、全壊、半壊というのを判定していくということなんですけれども、広域に災害が起こった場合には、恐らくトリアージを行って、その建物とか、それから宅地とかを復旧していくための手だてというのが多分かなり限られるというか、難しくなるんじゃないかなというふうに思います。そこでちょっと時間がどうしてもかかってしまうということになるんだと思いますが、本当はできれば少しでもその公共施設に避難する人を少なくして、在宅避難者を増やすというような方向でやっていただきたいと思っているんですが、なかなかその在宅避難者を増やすにしても、自分の建物に対する復旧とかいうのが遅れてくれば、さらにまたその避難者、公共施設の避難者というのが減らないというような状況にもなるので、そこはなかなか大変なんだろうというふうに思います。そういった手だてもやっぱり何らかの形で考えていかなきゃいけないのかなというふうに思います。

広域に被害が起きてなければ、東大和市だけであれば近隣の市からの手も借りられるんだろうと思いますが、そのところはなかなか東大和市だけというのは考えにくいというふうに思いますので、その辺も想定をしながら、やっぱりその在宅避難者を増やすような方策も考えていただければというふうに思います。

では次に、ウの他の自治体の対応はに移ります。

改めて、他自治体におけます対応と現状の詳細を伺わせてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 先ほど、埼玉県鶴ヶ島市あるいは幸手市の例を御紹介いたしましたけれども、東京都下の多摩26市におきましては、この地域防災計画に複合災害に関する特段の対応を記載している自治体というのは確認することができませんでした。

なお、コロナ禍におきます避難所の運営は複合災害の現実的な課題であるため、他市におきましては当市と同様に避難所運営マニュアルを改定したり、あるいは特例のマニュアルを整備したりしているという対応をしていることを伺っております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

次に、特に富士山噴火に関する他自治体の対応で、当市の参考になるような特筆すべきものがあれば教えていただきたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 富士山周辺の自治体におきましては、富士山噴火への備えというものをしておりますけれども、その想定する主な被害というものは、溶岩流ですとか火砕流あるいは噴石によるものでございます。

一方、当市におきましては、富士山と直線距離で75キロメートル以上離れておりますので、溶岩流などよりも降灰による被害を想定しているところであります。

この点、桜島のある鹿児島市では降灰被害を頻繁に被っていることから、地域防災計画におきまして対応しているというところであります。降灰が始まる前から県の建設業協会などと連携して人員や資機材を準備するなど、早めの対応を基本としております。また、降灰後でございますけれども、その除去状況について情報収集をし、ボランティアの受入れですとか、あるいは地域ぐるみでの降灰除去の円滑化・効率化に努めるというふうに定めております。

市といたしましては、降灰対策は今後の研究課題というふうに認識しておりますけれども、事前準備ですとか降灰除去の円滑化に関する部分は参考になるものと考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。ぜひ他市のいいところは取り入れていただきたいというふうに思うわけですが、歴史上というか、有史以来、富士山が破局的な噴火というのは認められてないというところなんだろうと思うんですけど、万が一、想定外の破局噴火を起こした場合にかなり痛手を被るのは間違いないというふうに思っていますので、浅間山に関してもそうですし、それから遠く阿蘇山に関しても破局噴火が起こらないとは限らないと。

九州のほうにございます喜界島のカルデラですね、あそこは古くは鬼界カルデラといって破局噴火が起こって、相当な甚大な被害があつて、もうほとんど日本全滅に近いような話になったんだろうというふうに私聞いていますけれども、そういったことまで想定しなきゃいけないということではないんですが、そういったこともあり得るであろうというふうなことを常に頭に置いておきながらいろいろと考えていただきたいというふうに思います。

基本的には降灰対策ということで足りるんだろうというふうに思うんですけども、想定外のことって間違はなく起こるというふうに考えておいたほうが私はいいと思いますので、そこのところはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、エの関係行政機関からの指針等情報の提供や指導などはに移ります。

改めまして、国や東京都の本件に対します考え方、認識の詳細を伺うとともに、特に富士山噴火に関します国や東京都からの指針等、情報の提供や指導などの詳細を伺いたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 先ほど申し上げましたとおり、国の防災基本計画におきましては、令和3年5月の見直しの際に複合災害に関する記述を追加いたしました。

この内容というのは、ちょっと繰り返しになりますけれども、備えの充実、外部支援の早期要請、地域特性に応じて発生可能性の高い複合災害を想定した実動訓練の実施等、一般的な留意事項というものでございます。

一方、東京都の地域防災計画でございますが、現段階では複合災害に関する特別な記述というものはございません。また、富士山噴火対策といたしましては、専ら降灰被害を想定した計画を策定しているというところ

でございます。

しかしながら、南海トラフ地震の発生リスクというものは高まっているというふうに向っておりますし、地震に起因した富士山噴火の可能性も指摘されているところでございます。

こうしたことから、今後の東京都の動きを注視してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

次に、復旧に関しまして、国や東京都から何らかの財政措置というのは考えられますでしょうか。また、それはどういったものでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 災害が激甚災害に指定された場合には、国は災害復旧事業の補助金を上乗せして特別の財政援助を市町村に対して行うということになっております。それから、仮設住宅ですとか給水、食料の支給なども国や東京都の負担で行うということになっております。それから、東日本大震災のときには、国は内閣に復興庁を置きまして、被災自治体に対して復興交付金というものを交付いたしました。

富士山噴火を伴う複合災害が発生した場合には、関東地方に広範な被害を及ぼし、その復興の予算も通常の災害の場合とは比較にならない規模に至ることが考えられております。

国の復興支援において、東日本大震災の復興スキームが参考にされる可能性はあり得るというふうに向っております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） では、復旧に関しまして、国や東京都からの財政面以外での対応というのは考えられますでしょうか。また、それはどういったものをお考えでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 東日本大震災におきましては、風評被害や差別などの人権侵害に対する無料相談を法務省が、それから中小企業向け無料相談を経済産業省が、それから中小の農林事業者向けの融資や返済に関する相談を日本政策金融公庫がそれぞれ直接行っております。国やその外郭団体が直接サービスを提供し、都道府県や市町村が対応し切れない部分を担うなどの対応が見られたところでございます。

東日本大震災の例を踏まえますと、大規模かつ広範な影響を及ぼす複合災害においても、国等がサービスの担い手となって住民や事業者を直接支援し、結果として市町村の負担軽減を図る可能性はあるというふうに向っております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） とにかく国や都のほうがいろいろと財源握ってる場合が多くございますので、やっぱり市区町村に対していろいろとやっていただかなければならないというふうに向っています。そのところをこちらからも突つつくわけじゃないんですが、そこら辺のところをどんどん確認していただくとともに、他の自治体と連携して国や都を、できればそのところをどんどん突つついていただけたらというふうに向っています。

次に、国や東京都の計画と当市の対応の整合性というのは現状どうなっておりますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 市の地域防災計画ですとか国土強靱化地域計画は、いずれも国の方針ですとか東京都の計画と整合性を持って策定しております、改定もまた整合性を取っております。また、複合災害ではなく単独の災害におきましては、国や東京都と連携して対応することが基本となっております、このことは複合災害でも変わることはないというふうに向っております。

現段階では、計画の整合性について議論する段階ではございませんけれども、複合災害が発生した場合には、相互に連携・協力して対応できるものというふうに認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

次に、オの市民からの要望・意見などはに移ります。

改めて、複合災害に関します市民からの要望・意見の詳細を伺わせてください。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 複合災害に関する市民からの御要望あるいは御意見でございますが、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、今のところないものというふうに認識しております。

なお、自主防災組織の避難所運営訓練において、コロナ禍における避難所というものは感染者と非感染者とを完全分離するゾーニングを徹底するというのと同時に、それから被災者同士を分けるパーティションも設置すると、そういうことを市民に対して説明したところ、パーティションはもっと進めてほしいというような御要望がございました。感染防止だけではなく、プライバシーの確保にもつながることから関心が高かったものというふうに思っております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） 感染防止、プライバシー確保、重要だと思しますので、そのところはぜひ取り入れていていただきたいというふうに思います。

次に、カの目標と課題、今後の対応はに移ります。

複合災害に対します当市の防災に関する目標というのはどう考えていらっしゃいますでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 複合災害そのものを対象として具体的な防災目標を立てているわけではございません。しかし、自然災害というものは常に想定を超えて被害をもたらす可能性というものはございまして、計画に記載がない場合であっても、あらゆる資源を充当して複合災害に対応していく必要があるものと認識しております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） ありがとうございます。

次に、複合災害に対します当市の防災に関する目標に対しまして、どこまで達成しているのかを伺いたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 複合災害に対する目標及びその達成度につきましては、複合災害に関する計画が現在はないために数値等をお示しすることはできませんけれども、一つ一つの災害対応を着実に進めていくことが基本であるというふうに考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） では、改めまして、課題と今後の対応に関する詳細を伺いたいと思います。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 複合災害につきましては、先ほどから繰り返しているように、甚大な被害をもたらすために、総合力で対応する課題であり、公助のみならず、自助、共助の充実というものが不可欠であるというふうに認識しております。

自助、共助の向上につきましては、幅広い世代に対する啓発とともに、若年層に対する防災教育、これを充実させまして、災害に対する意識の高い人材を育成するなどの長期的な取組、これも必要と考えております。

備蓄品の充実など、現在の災害対応能力の向上と人材育成という長期の取組とを両輪にして、自助、共助、

そして公助の災害対応能力を高めていきたいと、このように考えております。

以上であります。

○2番（大后治雄君） どうもありがとうございます。

いろいろ伺ってまいりましたが、ここで最後に、改めまして市長の御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） 複合災害ということでいろいろと御質疑いただいたわけですが、平成23年の3月、東日本大震災につきましては、地震、津波、原子力災害が複合的に発生した災害であります。甚大な被害をもたらしました。

これに対応した国土交通省のある官僚の話でございますが、「備えていたことしか、役には立たなかった。備えていたことだけでは、十分でなかった。備え、しかる後、これを超越してほしい。」との言葉を残しております。自然災害は私たちの想定を超えて襲ってくる場合があることを端的に表した言葉だと認識をしているところでございます。

近い将来発生すると言われている南海トラフ地震は、複合災害の起因となるおそれがあり、意識して備えなければならないものであります。複合災害は、公助のみでの対応は困難であり、自助、共助、公助の多層的な備えにより社会全体で被害を軽減させることが求められるものと認識をしているところであります。

この考えを多くの市民の方と共有するために、今後も啓発や訓練に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（大后治雄君） 市長、どうもありがとうございました。まさにおっしゃるとおりだと思います。

新型コロナウイルス感染症もまだまだ予断を許さない状況にございますが、最近新たな感染症であるサル痘が報道されるようになり、これからも新型感染症に振り回される生活が続くのかとうんざりしてまいります。

こうした中、新型コロナウイルス感染症に関しましては、医療に従事される皆様方、市長をはじめ理事者の皆さん、そして職員の皆さんにはこれまでの御奮闘に改めて敬意を表するものでございます。

さて今回、複合災害につきましている伺ってまいりました。特に火山噴火災害との複合における状況というのは想像を絶するものとなるはずでございます。火山灰はガラス質を含むもので呼吸器に甚大な影響があり、基礎疾患を抱えている方々にとってはまさに生死に関わる重大な問題でございます。また、電車やバスなど公共交通機関の麻痺は言うに及ばず、電気、ガス、水道、通信などのインフラも麻痺状態になると推定されています。

先月の報道では、山梨県富士山科学研究所などの研究グループが、火山灰が12センチの厚さで積ると二輪駆動の自動車は動けなくなるとの実験結果をまとめたそうでございます。駐車場に火山灰やスコリアと呼ばれる小石を敷きまして、噴火後の道路に似せて実験をしました。火山灰の厚みや道路の傾きを変えるなど、複数のコースを用意して、車の重さやタイヤの駆動方式が違う9種類を走らせましたところ、火山灰などが約12センチ積もったコースでは、傾斜2度から3度でも前輪駆動車、後輪駆動車のいずれも途中で前に進めなくなりまして、厚さが20センチから30センチの平らなコースでも同様であったそうです。タイヤが沈み込んで空回りすることが原因で、金属製や樹脂製のチェーンをつけても効果はなく、かえって走行距離が短くなったケースもあったそうです。かつては、日産自動車では火山灰仕様車、トヨタ自動車では鹿児島仕様車と言われるような専用車両を用意してたといいます。

火山灰は雪と違いまして、水で溶けて流れず、固まる性質があります。内閣府の防災情報によれば、送電設備に対しては、碍子の絶縁低下による影響、電線の切断、発電所への影響があり、上水道設備に関しましては

濁度の増加による浄水場の機能停止、ろ過池の機能低下による浄水場の機能停止、水質の悪化があり、下水道に対しましては管路の詰まり、下水処理場などへの被害があり、通信に対しましては通信不調、通信増によるふくそう、電気通信設備故障等、機器への影響などがあると考えられています。

また、先ほど申し上げました健康への影響や雨どい、ひさしの損壊、木造家屋の損壊、倒壊、空調等設備への影響など、多岐にわたる市民生活への影響が懸念されています。

そして、追い打ちをかけるように、他国からの侵略など、不安材料は数多く、自助、共助、公助の意味と、その内容が改めて問われているものと考えます。

さきの震災以来、地震が増えているのは共通認識でございます。地震と噴火はセットであると昔から言われてまいりました。オオカミが来るぞと叫んで信頼をなくした少年の物語は有名ですが、私は恐れることなく地震と噴火が来るぞと、何度でも声を大きくして警鐘を鳴らし続けるとともに、自分や家族を助ける第一人者は自分なのだと、自助、共助、公助の中でも特に自助努力が大切なのだと、公助はあくまでも最後のセーフティネットであり、全て公に頼り切りでは駄目なのだと、まずは自分自身で守り、備えるべきだと訴え続けたいと思っています。

かつて、ジョン・F・ケネディは、大統領就任演説で言いました。「あなたの国があなたのために何ができるかを問わないでほしい。あなたがあなたの国のために何ができるかを問うてほしい」。

間違っていたらごめんなさい、私は公は何もしないでよいと言っているわけではございません。国や都や市は、できる限りの手を尽くすべきであることは当然であります。ただ、その前提として、何をしてもらえるかではなく、何ができるかを考えられる市民であってほしいと思うのであります。市民一人一人がその能力に応じてできる限りの力を発揮して備え、公も同様にできる限りの力を発揮して備えることでお互いに補い合う。それでも何が足りないかを真剣に考え、市民も解決への模索を放棄、思考停止することなく、共に解決策を生み出していくことで安心・安全が育まれていくと考えています。

長くなりました。

最後に、市長はじめ理事者の皆さん、そして職員の皆さんには、公共の福祉の増進、市民の生命と財産を守るという点に関しまして一層の御尽力を改めてお願い申し上げます、私の今回の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、大后治雄議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時42分 休憩

午後 3時51分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 口 正 美 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、18番、東口正美議員を指名いたします。

〔18番 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 議席番号18番、公明党の東口正美です。通告に従い、一般質問させていただきます。初めに、1番、妊婦健康診査受診票について伺います。

妊婦健康診査受診票の取扱いについては、令和3年第2回の一般質問で取り上げ、特に現在償還払いの対象となっている助産院での取扱いについて確認させていただきました。その際の答弁では、東京都の妊婦健康診査受診票については医療機関での使用に限定されており、東大和市では助産院での取扱いについては使用できない取扱いとなっているとのことでした。

一方、お隣の東村山市では、独自に東京都の受診票を使い東村山市と契約を交わした助産院及び東京都以外の産婦人科でも取り扱えるようになっていることを紹介いたしました。

このことを受けて、都議会予算委員会において公明党のまつば議員が、妊婦健康診査受診票の取扱いに自治体ごとの差があることについて質疑を行いました。そのことを受けて、令和4年4月4日に各自自治体に通知がなされています。

そこで、①として、妊婦健康診査受診票の助産院での取扱いについて伺います。

アとして、東京都の見解についてお聞かせください。

また、東京都の通知を受けて、市議会公明党としても改めて尾崎市長に妊婦健康診査受診票の助産院での使用に関する要望書を提出させていただきました。

そこで、イとして、東大和市での今後の取扱いについて伺います。

また、ウとして、他市の状況について、エとして、今後の課題についてもお聞かせください。

次に、2番、樹木の管理について伺います。

樹木の管理についても、これまでも何度も質問させていただきました。直近では、令和2年第4回の定例会で質問し、近年問題となっているナラ枯れ対策を含む取組について確認をさせていただきました。その際に、東大和市樹林地・用水保全事業計画に基づき、令和2年から令和4年の3年間で適正な樹木・緑地の管理を行うことが示されました。

そこで、①として、「東大和市樹林地・用水保全事業計画」に基づく、狭山緑地、野火止用水、上仲原公園で現在までに行われた事業の内容と今後の取組及び課題についてお聞きします。

②として、「東大和市樹林地・用水保全事業計画」の推進に対する経費の内容についてお聞かせください。

水と緑と笑顔が輝くまちを目指す東大和市にとって、緑豊かな環境を整備すべく、雑木林の会などのボランティアさんを含む多くの方にこれまでも尽力していただいております。しかしながら、高木化・老木化した樹木を適正に管理するためには、毎年の剪定以外にも膨大な作業と費用が必要となります。限りある財源の中で安全に適正な管理をするためには、これまでも申し上げてきたように、緑地、公園、校庭、各種公共施設、街路樹と市内全体の樹木を計画的に管理する必要があると考えます。

そこで、③として、東大和市全体の今後の樹木管理計画に対する考えについてお聞かせください。

次に、3番、デジタルデバイド（情報格差）解消の取組について伺います。

新型コロナウイルス感染症が社会にもたらした影響の一つに、デジタル技術を活用した取組が推進されたことが挙げられると思います。便利になった反面、様々な課題も顕在化しています。その一つが、今回取り上げるデジタルデバイドの問題です。

デジタルデバイドとは、インターネットなどの情報通信技術を使える人と使えない人との間に生じる格差を表す言葉で、情報格差という意味で使われます。総務省の情報通信白書には、誰一人取り残さないデジタル化の実現がうたわれており、東京都においてもデジタルデバイド解消に向けた取組に予算が組まれています。

そこで、①として、東大和市民のデジタルデバイド（情報格差）に対する市の認識を伺います。

次に、②として、スマホ未利用者について伺います。

総務省が示す情報通信白書によると、2020年のスマートフォンの普及率は世帯では86.8%、前年度比3.4%の増、個人では69.3%、前年度比1.7%増と年々増加する一方、スマホを利用しない人を年齢別に調査したところ、18歳から58歳までは1から9%なのに対して、60代では26%、70代では58%と世代による格差が分かります。行政のデジタル化を進める中で、スマホ未利用者に対して自治体ごとに取組を進めているところもあります。

そこで、アとして、スマホ教室の開催などの取組について。

a、東大和市の取組について。

b、参考となる他市の事例についてお聞かせください。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、あらゆるものへの非接触が求められ、中でも現金を使わずに済むキャッシュレス決済が様々な方法で推進されており、この分野でもスマートフォンが活躍しています。また、行政のデジタル化を推進するために必要とされているマイナンバーカード普及のために付与されるマイナポイントもデジタル決済のツールが必要とされています。

そこで、③として、デジタルデバインド（情報格差）がある中で進められている行政のデジタル化の現状と課題について伺います。

アとして、PayPayなどのキャッシュレス決済について。

イとして、マイナンバーカード取得後のマイナポイントの付与について伺います。

最後に、④として、デジタルデバインド（情報格差）解消のための今後の取組について伺います。

ここでの質問は以上とし、再質問については自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔18番 東口正美君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 初めに、妊婦健康診査受診票の助産所での取扱いに関する東京都の見解についてであります。令和4年4月4日付で東京都から、都内の助産所での妊婦健康診査は共通の受診票方式では実施しておらず、各市町村において償還払いで対応している旨が通知されております。

あわせて、助産所と自治体が個別に契約を締結することで、妊婦健康診査受診票を利用可能としている自治体があり、このような妊婦の方の利便性向上を目的とした取組は、各自治体の判断で実施可能であることが示されております。

次に、市における今後の取扱いについてでございますが、東京都の通知で妊婦の方の利便性向上を目的とした取組は各自治体の判断で実施可能であることが示されたことから、他市の動向を把握するなど、今後市の対応を進めてまいりたいと考えております。

次に、他市の状況についてでございますが、東京都の通知では、助産所における受診票の使用事例として、八王子市と東村山市の2市の事例が示されております。この2市は、市と助産所で妊婦健康診査受診票の利用に関する契約を締結し、助産所における受診票の利用方法を定めております。

次に、今後の課題についてでございますが、妊婦健康診査受診票につきましては、医療機関での使用を前提に作成しておりますことから、助産所で受診票を使用するに当たりましては、受診票を併用することについて東大和市医師会等の関係機関の御意見を伺うなどの調整が必要であると考えております。

今後につきましては、他市の動向などを把握し、関係機関の意見や新たな事務負担を考慮しながら東京都の

通知を参考に対応してまいりたいと考えております。

次に、東大和市樹林地・用水保全事業計画に基づき実施した内容と今後の取組及び課題についてであります。狭山緑地、野火止用水、上仲原公園につきましては、令和2年度及び令和3年度において、ナラ菌を原因とするナラ枯れ被害の拡大防止を図るために、老木化した樹木を含め伐採を行うとともに、樹木の萌芽更新及び未被害樹木への薬剤注入を実施しております。

令和4年度につきましても、引き続き同様の措置を実施し、公園・緑地等の適正な維持管理に努めてまいります。

今後の課題につきましては、ナラ枯れ被害等の状況を確認していくこと及び公園・緑地等の再整備について検討し、計画的に実施していくことであると考えております。

次に、当該計画の推進に対する経費についてであります。一般財源に加えて、公益財団法人東京都環境公社の地域環境力活性化事業補助金を活用し、ナラ枯れ被害や老木化した樹木の伐採費用に充てております。

次に、市全体の今後の樹木管理計画に対する考えについてであります。公園及び緑地等につきましては、現在、樹木管理のための計画はありませんが、都市マスタープランをはじめとした都市づくりに関連する計画等の改定の検討や、東大和市公園施設長寿命化計画等に基づく公園や緑地等の再整備などを進めていく中で検討していくものと考えております。

次に、市民のデジタルデバインドに対する市の認識についてであります。国が策定いたしました自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画では、デジタルデバインド対策は、デジタル化の取組と併せて取り組むべき事項として位置づけられております。

市におきましても、行政手続のオンライン化などのデジタル化を推進するに当たりましては、市民の皆様の中にパソコンやスマートフォン等の機器に不慣れな方がいることを考慮して、デジタルデバインド対策を検討する必要があると考えております。

次に、スマートフォン教室の開催など、市の取組についてであります。市では、令和3年度の公民館講座においてスマートフォン講座を実施したところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

また、東京都のデジタル関連施策であります。高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業等に関しまして、現在調査、研究しているところであります。

次に、他市の事例についてであります。国分寺市や多摩市などは東京都の高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業を活用し、スマートフォンの体験会や相談会などの取組を行っております。また、渋谷区では高齢者を対象とするスマートフォンに関する無料の相談窓口を開設し、港区では操作方法を学べるスマートフォン教室を開催しているとのことであります。

次に、Pay Payなどのキャッシュレス決済についてであります。消費活性化事業は、還元率30%の割合で付与されたポイントを翌月利用できることから、スマートフォンをお持ちの市民の皆様や市内店舗の方々に好評であると認識をしております。

課題としましては、ふだん電子マネー等を使っていない方にはキャッシュレス決済の仕組みや操作方法が分かりにくいことと捉えており、それらを解消する機会づくりに引き続き取り組んでまいります。

次に、マイナンバーカード取得後のマイナポイントの付与についてであります。現在マイナンバーカードの交付を受けた方がそのままマイナポイントの申請ができるよう、1階のロビーに専用ブースを設けて、マイ

ナポイントの付与に関する支援を行っております。

課題としましては、ふだん電子マネー等を使っていない方にはマイナポイントの仕組みが分かりにくいこと
であります。

次に、デジタルデバйд解消のための今後の取組についてであります。市では今後、令和3年度に策定を
いたしました第五次東大和市情報化推進計画に基づき、行政手続のオンライン化等を推進する予定であります。

その進捗の状況等に合わせまして、デジタルデバйд解消のための取組を検討し、デジタル社会の利便性を
多くの市民の皆様にご実感していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、公民館講座で実施しましたスマートフォン講座につきまして御説明をいた
します。

この講座につきましては、おおむね60歳以上でスマートフォンの操作に慣れていない初任者を対象に、令和
4年2月3日、上北台公民館におきまして開催し、11人の方に参加をいただきました。講座の内容は、スマー
トフォンの持ち方から始まり、様々な操作について講師であるスマホアドバイザーから学びました。

なお、講座が好評でありましたことから、令和4年7月に同様の講座を実施する予定であります。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問させていただきます。

まず1番、妊婦健康診査受診票の助産院での取扱いにつきましては、前回確認させていただいたことに端
を發しまして、前回もこの妊婦健康診査受診票の取扱いの主導権は市区町村にあるというふうにご私、お調べしま
して、そのように伝えさせてもらったんですけども、やはり東京都との共通券なので東京都の取組に準じま
すというお答えでございましたが、東京都に確認しましたところ、各自治体の判断でそれぞれの市民の方の
利便性の向上に努めてもらいたいということになったという流れだと思っております。

そこで、アとイにつきましては市長答弁で理解をいたしましたので、他市の状況について少し聞かせていた
だきます。

市長答弁では、前回も御紹介しました八王子市と東村山市の2市の事例が示されておりましたけれども、こ
の4月4日の東京都の通知以降、ほかの市区町村でどのような動きになったのか教えてください。

○健康推進課長（志村明子君） 東京都の通知を受けまして、その後の助産所での妊婦健康診査受診票の使用可
能とする多摩地域の対応につきまして確認いたしましたところ、三鷹市と福生市では助産所での妊婦健康診査
受診票の使用を可能とする対応を行ったということでありました。また、府中市では使用可能とする方向で準
備を進めているとのことでありました。

また、対応について検討している市といたしましては、国分寺市、東久留米市、羽村市となっております。

以上です。

○18番（東口正美君） ぜひそこに東大和市も加わっていただきたいと思っておりますが、今後の課題につい
ても市長からの御答弁をいただきました。

まず、この今後の課題を解決していくために、そもそも今使われている妊婦健康診査受診票がどのような協議の
下、作られて、どのように決めて、取決めによって作られているのか教えてください。

○健康推進課長（志村明子君） 現在の妊婦健康診査の実施体制について御説明いたします。

まず実施体制としましては、区市町村会が東京都医師会、東京都医師会の非加入の医療機関、また都立病院と妊婦健康診査の実施に係る委託契約を締結しております。また、請求や支払いに係る事務に関しましては、国保連合会と委託契約を締結しております。そのため、妊婦健康診査を実施した医療機関への支払いの委託料や取りまとめを行う地区医師会への事務費の支払いは国保連合会を通じて行う体制となっております。

東京都全域に係る事業となりますことから、委託単価は統一金額とし、その金額につきましては五者協という、東京都、特別区、市、町村、東京都医師会という5つの団体に構成する協議会の協議を経て決定しております。

以上です。

○18番（東口正美君） 今回ずっとこの受診票の取扱いについて様々なことを学び、また様々な方から話を伺いながら、現在までの、今、課長が答弁いただきましたような取決めの下に現在の受診票があるということもよく分かりました。

一方で、埼玉県ホームページを見ますと、同じ妊婦健康診査の業務委託契約医療機関等の請求書のフォームが出ております。この埼玉県の受診票の請求のフォームを見てみると、公費負担でできる14回の妊婦検査の医療機関と助産所用の請求フォームが出ていて、医療機関では14回分全部使えて、助産所だと6回分は医療機関にかかっただけで、助産所ではあとの8回を使うことができますよということが非常にシステムとして既に機能している、今言ったような国保連合会への支払いのような、ホームページでフォームを見たので詳細分かりませんが、県全体で系統的にやられているということが分かりました。

東京都においても、同じお産をするということですので、このようなところを目指してもらいたいとは私は思っているんですけども、しかしながら、様々な課題が今ある中で、まずはお隣の市、東村山市と同じように、少なくとも市内にある助産院で償還払いなしに妊婦健康診査を受けられるように東大和市でも取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、改めてこの点いかがでしょうか。

○健康推進課長（志村明子君） 4月4日の東京都の通知を受けまして、各自治体の判断で妊婦の方の利便性の向上を図ることができるということが示されており、また多摩地域の他市の状況でも、実際に対応を行っている市がありますことから、他市の状況等を把握しながら、実際併用することになります医療機関の医師会等との調整も始める中で対応のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

この件につきましては、会派で要望書も市長に出させていただきます。子育てに対して、今まで地道に取り組んでいただきました市長ですので、この件、市長としてのお考えを伺えればと思っております。

○市長（尾崎保夫君） 今回、東京都の妊婦健康診査受診票、これ助産所で使用可能であることを通知で示されたということでございます。

私ども東大和市も、他市の状況等の把握だとか、あるいは地域の関係医療機関との調整を踏まえて検討してまいりたいと、そのように考えております。

○18番（東口正美君） できるだけ子育て世代に現金での支払いを少なくさせてあげたいって思ってます。里帰り出産での償還払い等、国等でも検討していかなくちゃいけないんじゃないかなってことは個人的にも思っておりますけれども、まずは同じ東京都で地域でお産をする人たちが同じ権利でお子さんができるように

ぜひとも東大和市も取り組んでいただきたいと思いますので、再度お願いをいたしまして、1番の項目を終了させていただきます。

続きまして、2番に行かせていただきます。

樹木のことも何度も行わせていただいておりますけれども、まずこの再質問では、東大和市樹林地・用水保全事業計画に基づくそれぞれの、先ほど3か所挙げさせていただきましたが、まず狭山丘陵について、これまで伐採した本数、今後伐採する本数、伐採後の本数等、分かりましたら教えてください。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 狭山緑地の樹木の伐採についてでございますが、令和3年度末におけますナラ枯れ被害による伐採、それから老木等による伐採を合わせまして459本伐採しております。

また、ナラ枯れにつきましてはおおよそ300本ございましたが、令和3年度末時点で207本を伐採しておりますことから、伐採後の本数は残りおおよそ93本ということになります。

令和4年度につきましても、引き続きナラ枯れ等による伐採を実施していく予定でございますが、当初予算では138本伐採する見込みで予算化してございますが、既に令和4年度、45本伐採し、今後の調査におきましてもさらにナラ枯れの樹木が増えることが予想されると考えております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 相当な本数を切ったということと、まだナラ枯れ被害が終わっていないということが分かりました。

私が知ってる限りでは、久しぶりにこれだけ木が切られてる状況ですけれども、東大和市が目指している狭山緑地の在り方というのは改めてどのようにお考えでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 狭山緑地の在り方ということでございますが、狭山緑地は東大和の重要な緑と水の資源であり、相当規模のまとまりを持つ樹林地等が残っており、良好な自然環境、優れた自然風景を形成しております。このような貴重な自然環境を適切に保全していくことや、生態系を守り生物多様性を維持していくことを含めまして、計画的な萌芽更新などを行うことで循環型の緑地の管理を継続するとともに、訪れる市民等の利用の増進を図っていくことが求められていると認識してございます。

また、東大和市狭山緑地雑木林の会などのボランティア団体の方々の御協力をいただき、市民と行政が協働で取組を行っていくことも重要であると考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 狭山緑地は過去の先輩たちが大変な思いをして開発から守り、緑地として守ってきた東大和市にとっても貴重なところだと思っております。今回このたくさん樹木をナラ枯れによって伐採することになりましたけれども、改めて光が差して、新しい植生であったり、また新しい萌芽があることも期待できると思います。

一方、虫や鳥などの生態系にも少なからず変化があると思いますので、引き続き調査も行っていただき、豊かな緑地保全を雑木林の会など市民の皆様と一緒に保全をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

続きまして、野火止用水について聞かせていただきます。

野火止用水についてのこれまでの伐採本数、今後伐採する本数、伐採後の本数はどのようになっていますでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 野火止用水の樹木の伐採についてでございますが、令和3年度末におけますナラ枯れ被害による伐採、また老木等による伐採、合わせまして202本となっております。

ナラ枯れの樹木につきましては41本ございましたが、令和3年度末時点で全て伐採を行いました。令和4年度につきましても、ナラ枯れの樹木と老木化した樹木、またのり面にある危険な樹木等を合わせて既に35本伐採してございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） こども相当な本数を切られている、またそれでもなおナラ枯れ被害が収まっていない様子が分かりました。

この伐採後の、今まで木で見えなかった野火止用水ののり面の状況が改めて明らかになり、課題が大きいなというふうにも思いましたし、またそうはいつても残っている木もありまして、この木はどのような理由で残っているのか、またその残っている木には番号などがつけられておりますけれども、この伐採後のこののり面について、また残されている樹木についてどのような状況かお教えてください。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 残した樹木についての理由についてでございますが、今回ナラ枯れや老木化した等の樹木、またのり面に植生していることが将来的に危険であると判断した樹木を伐採しておりまして、その他の樹木がそのまま残っているという状況でございます。

また、番号がつけられてございますが、こちらにつきましては、ナラ枯れ被害拡大防止のための薬剤注入した樹木を実施した順に番号札をつけてございます。白は令和2年度、緑が令和3年度に実施したものでございます。

番号札をつけている理由としてですが、薬剤注入した樹木の把握と、薬剤注入した樹木が万が一枯れたときにいつ薬剤注入したものであるかの把握による原因の追求が少なからずできることを想定しているためということでございます。

以上でございます。

すみません、それから、伐採後の野火止ののり面が状況が見えるような形になりましたけれども、その野火止用水の課題ということですが、伐採し、見た目では視界がよくなりましたが、のり面が土のままであるため、のり面の崩壊が危ぶまれる箇所がございます。そのような箇所が課題と捉えてございますが、市としましては、状況に応じた応急的な対応を行っているところでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

野火止用水は住宅が隣接しているところもありますけれども、この野火止用水の樹木の伐採につきまして、近隣の住民の方からはどのような反応があったか教えてください。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 近隣住民の方の反応ということでございますが、野火止用水沿いの住民の方からは、伐採以前から多くの方から伐採の要望がございました。今回の伐採によりまして感謝の声をいただいている状況でございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 私も日当たりの問題とか、落ち葉の問題とか、いろいろ言われてきた中で、住民の方から喜びの声をいただいております。

野火止用水につきましては、東京都の歴史風致地区という指定を受けており、樹木の問題だけでなく、先ほど言いましたあらわになったのり面の保全などについても、東大和市一市だけで解決できる問題でないというふうを受け止めておりますので、今後近隣市だけではなく、東京都とも協議を重ねて、より理想的な野火止用

水がどのような状況なのか、またそれを保つためにはどれぐらいの財源が必要なのか、そこをどこが責任を持つかなど、まだまだ樹木を切っただけでは解決できない部分があると思いますので、引き続きお取組をよろしくお願いいたします。

続きまして、上仲原公園について伺います。

上仲原公園でも相当木を切られておりますけれども、これまでの伐採本数、今後伐採する本数、伐採後残る本数など、お分かりになれば教えてください。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** 上仲原公園でございますが、令和3年度末におけますナラ枯れ被害によります伐採、また老木化等による伐採、合わせまして90本となります。また、ナラ枯れにつきましては27本ございましたが、令和3年度末時点で全て伐採してございます。

令和4年度につきましても、ナラ枯れの樹木と老木化樹木等を合わせまして既に14本伐採しましたが、これからまた夏にかけてまた調査していきますとまた増える可能性がございますので、そういうことも今後考えなければいけないということで考えてございます。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** すみません、上仲原公園の樹木は相当木が太かったので、残された根も相当張っている状況ですけれども、この抜根については市としてどのように考えているのか教えてください。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** 伐採後、抜根せずそのまま残っているような状況に現在なっております。根本付近から伐採をしたため、今現在は根本部分が残っておりますことから、今後対応を検討していく必要があると認識してございます。今後の上仲原公園の公園全体の再整備の際に総合的に検討を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** ありがとうございます。

上仲原公園につきましても、木を切ってもらいたいというのはずっと言われてきたことですが、この近隣住民の反応はいかがだったでしょうか。お聞かせください。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** 公園を利用する方からは、伐採への反対意見も寄せられた一方、近隣住民の方からは、比較的多くの方から明るくなってよかった、また落ち葉が減ってよかった、倒木による家屋の危険がなくなったなどの肯定的な意見をいただいているような状況でございます。

以上でございます。

○**18番（東口正美君）** 今後の上仲原公園、たくさんナラ枯れもあったので、伐採をしたわけですが、今後どのような植樹等をしていこうとされているのか。また先ほど、抜根等については公園全体の整備計画の中でということでありましたけれども、この上仲原公園の公園長寿命化計画などはどのようになっていますでしょうか。

○**土木公園課長（寺島由紀夫君）** ナラ枯れということで緊急的に伐採ということになりましたが、今後の植樹につきましては、先ほども申し上げましたが、今後公園の全体の検討を行う中で検討していきたいと考えてございます。

また、公園長寿命化の計画についてでございますが、令和4年度につきましても、公園長寿命化計画に基づきまして、上仲原公園の遊具エリアの再整備の実施設計、また整備工事を行うことになってございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） 公園長寿命化計画は市民にはどのように周知されているのでしょうか。お聞かせください。

○まちづくり部長（田辺康弘君） 公園長寿命化計画の市民への周知についてでございますけれども、当該計画は、特定財源の確保を目的といたしまして、遊具などの公園施設の長寿命化対策等について必要最小限の内容を定めたものでございまして、策定した平成25年度から公表などはしてございません。

一方で、今後の市民への周知の考え方でございますけれども、今般、都市マスタープラン等の都市づくりに関連する計画の改定について検討することとなりましたので、公園長寿命化計画などの公園緑地に関する計画についても樹木の維持管理、更新などの観点を加えつつ、体系的な整理を行いながら、それらの計画との整合性を図っていく必要がございますため、その検討を通じまして市民の皆様に対しまして周知を図っていく考えでございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

今①でこの令和2年、令和3年、また令和4年にかけての樹林地・用水保全計画の事業内容について伺いました。

②といたしまして、これを行うのにどれぐらい経費がかかっているのかということをお伺いしておりますので、ナラ枯れ等伐採について、狭山緑地、野火止用水、上仲原公園ではそれぞれどれぐらいの費用がかかっているのか、補助金の額等も含めて詳細にお教えてください。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） こちらについては、地域環境力活性化事業補助金に係る事業として実施してございます。令和2年度と3年度の実績について述べさせていただきます。

まず狭山緑地についてでございますが、令和2年度の実績としまして、ナラ枯れによる伐採及び老木等による伐採、合わせて125本伐採しまして、事業費は990万円でございます。令和3年度の実績につきましては、同様に334本伐採し、事業費は2,645万2,800円となっております。

野火止用水でございますが、同様としまして、伐採は82本、事業費は738万3,200円となっております。これが令和2年度でございます。令和3年度の実績ですが、120本伐採しまして、1,331万2,200円の事業費となっております。

上仲原公園でございますが、令和2年度は実績はございません。令和3年度の実績としまして、伐採は90本、事業費は771万6,005円となっております。

地域環境力活性化事業補助金についてでございますが、補助金の額につきましては、個々の場所ではなく、狭山緑地、野火止用水、上仲原公園に加えまして、下立野林間こども広場と鹿島こども広場を含めた総額に対する補助金となっておりますことから、その総額における補助金を述べさせていただきます。また、その補助金額には、他の補助対象としまして、樹木の剪定、除草、備品購入費も含まれておりますが、その分けも困難でございますので、この分も含んでいることを御了承していただきたいと思っております。

まず令和2年度の実績でございますが、総額で事業費2,258万2,958円のところ、補助金額は1,166万5,000円となっております。令和3年度の実績でございますが、事業費5,494万7,779円でございます、その補助金額が3,334万1,000円となっております。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。東京都からの補助金を使いながらも、一定程度一般財源も使

われているということが今分かりました。

本当に東大和の豊かな自然のためにこの緑というのは非常に大事なものではありませんけれども、持つということはやはり管理に費用がかかるということが改めて分かりまして、公共施設等も管理計画をつくって、できるだけお金が平準化するようにとか、下水道などもそのような計画等を立てて取り組んでおりますけれども、この樹木に関してはこの費用を含めて、管理と費用のデータ化みたいな、そういう管理を市としてお考えなのかどうかお聞かせください。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 樹木の管理状況と費用等のデータ化ということでございますが、道路や下水道につきましては台帳を備えておまして、データ化をして管理してございますが、樹木につきましてはインフラの一部であると同時に、数が多い中で一本一本状態が異なり、状況の変化も大きく、データ化によりデータの更新頻度等が非常に多くなってしまいうということも考えられます。

公園・緑地等は、このように数多くの樹木を管理していることから、費用対効果等の観点を踏まえ、現時点では公園施設長寿命化計画に基づく整備等を行っていく中で、管理システム等についても研究していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。なかなか難しいということでございます。

③の今後の、それでも計画についてということでも伺いたいんですけども、私自身も10年近く議員をやらせていただきまして、野火止用水、上仲原公園の周辺の方たちには、本当に日が当たらずに困ってるとか、先ほども言いましたけど、多くの要望をいただきました。しかし、高木化してしまった木の取扱いは非常にいろいろ大変、お金もかかるからってということでなかなか進まないうございました。

今回ナラ枯れという自然がもたらす災害の対策のために補助金を活用して、このように多くの樹木を伐採することになりました。このことについて、私としては、今までの経緯等もありますので、非常に評価しておりますけれども、一方で、特に上仲原公園を外から見たり、また中を歩いたりしますと、あれだけのたくさんの樹木を一遍に切るということについてはやはり唐突感や否めないなうというふうに私自身も感じています。

ですので、何度も言いますけれども、計画的な樹木の管理とか公園管理っていうのを市民の皆様と一緒に日頃から考えていく場面というのには必要かなうというふうに思います。

過去の一般質問では、南町田の鶴間公園の再整備に当たっては、3年にわたり市民の方たちとワークショップを行うなど、どのような環境を守っていくべきなのか、次の公園のありようなどについて時間をかけて市民の方々を作り上げている様子も伝えさせていただいたと思っておりますけれども、今後この樹木の管理計画については、もう一度、市としてどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思っております。

○まちづくり部長（田辺康弘君） 一般的な樹木の維持管理、更新に当たりましては、計画や方針などを市民の皆様と共有した中で事業を進めていくことが望ましいと認識してございます。

一方、ただ、今般の一連の樹木の伐採につきましては、ナラ枯れの被害等によりまして緊急的に樹木を伐採しなければならなうことに加えて、補助金の活用により長年安全上の課題があった樹木も同時に伐採できることになったことから、先行して実施したものでございます。

今後につきましては、都市マスタープランやその他関連する計画等の改定の検討や公園などの再整備に併せて、樹木の維持管理また更新についての計画や方針などの検討が必要であると認識してございます。

以上です。

○18番（東口正美君） 東大和市において今年度より土木公園課が創設されまして、今まで以上に一体的な取組が行えると思います。今回触れませんでしたけれども、街路樹についてもやはり一体的に取り組む必要があると考えております。

特に感じるのはけやき通りでございまして、けやき通りに面した上仲原公園のかなりの高木を令和2年度、切つてと思うんですけど、近隣の人にあそこ切りましたよねって言っても気がつかないぐらい、けやき通りのけやきと上仲原公園の木が重なっていて、気がつかれてなかったなっていうふうに思ったりとかするので、やっぱり街路樹についてもしっかりとこの計画の中に取り組んでいただきたいと思うんですけども、この辺の考えはいかがでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 道路の街路樹につきましてはおよそ3,000本強ございます。また、緑地を除く公園や子ども広場でもおよそ3,000本ございますので、合計6,000本以上と、相当の本数となります。このため、体制上の役割分担は必要であると考えますが、街路樹を管理している道路交通課と公園等の樹木を管理しております土木公園課とにおいて今後も連携し、情報共有しながら樹木の適正な管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

もう一つ気になっていることがございます。これだけの多くの木を切るということは、様々な環境的なものへの影響もあると思います。逆を言うと、環境的なことに影響されて温暖化とか、今回は虫、木を食べてしまう虫の影響でナラ枯れが発生してしまいましたけれども、やはりこの樹木と温暖化とか、また持続可能なSDGsの取組など、また木材の取扱いなども皆様が気にして考えている時代となっています。今は再利用も専らチップ化の利用が東大和市としてはメインだと思いますけれども、以前にはこのまちの木を製材化する取組等も紹介させていただきました。

今後学校の建て替え等でも樹木のことは出てくると思うので、このような地球温暖化やSDGsの取組とこの樹木の管理について、今後の計画の中で検討が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 今後の計画ということでございますが、東大和市緑の基本計画の中でも、緑のリサイクルシステムづくりとしまして、公園や街路樹等の剪定枝のチップ化を進めるとともに、公園等での活用方法について検討していくこととしてございます。

ナラ枯れによります伐採後の樹木につきましては、害虫駆除のため処分せざるを得ない状況にはございますが、その他の樹木につきましては、伐採した樹木の再利用としましてチップ化などを行ってございます。例えば狭山緑地におきましては、雑木林の会の方々によります木の置物作りや、まき・チップ化が行われてございます。

このような現状を踏まえまして、今後の管理計画の改定等におきまして、引き続き計画について検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○18番（東口正美君） ありがとうございます。

この樹木の東大和市樹林地・用水保全事業計画は今年の令和4年度まで続く計画でございます。もう1年あるわけでございますけれども、様々御苦労があると思いますが、市民の皆様にご理解をいただきながら、緑豊かな東大和市を守るために何とぞよろしくお願いしたいと思います。

2番につきましては以上で終了いたします。

○副議長（佐竹康彦君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐竹康彦君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時41分 延会